

資料 4

中央教育審議会大学分科会
大学院部会（第42回）

H21. 3. 31

大学院教育の現状について

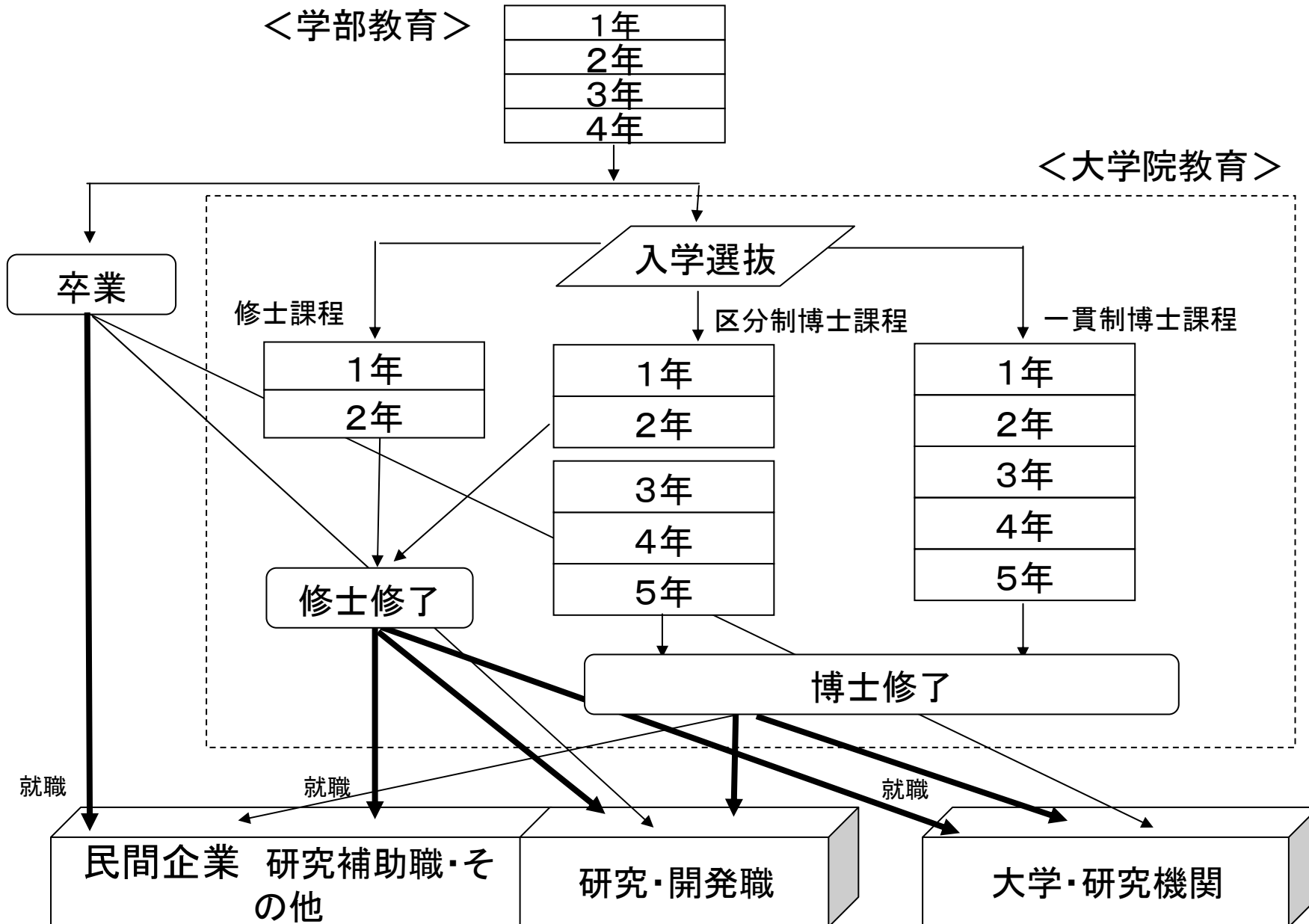
大学院の全体概要

■日本の大学院教育

- 大学院は修士課程・博士課程から成り、博士課程は、一貫制のものと区分制のものがある。
- 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

課程	年数	取得要件	その他
修士課程	標準修業年限 2年	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以上の在学 ・30単位以上の修得 ・必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の合格 	
博士課程	標準修業年限 5年 <ul style="list-style-type: none"> ・前期2年、後期3年の課程に区分する博士課程 ・区分を設けない博士課程 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の在学 ・30単位以上の修得 ・必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験の合格 	<論文博士> 大学院に在籍しなくても、博士論文の審査に合格し、かつ博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合。

日本の大学院教育システム



我が国の高等教育改革の流れ

高等教育の草創期（概ね明治5年～18年）

【背景】
明治維新直後の高等教育の創設（欧州型大学）

【主な施策】
○学制発布（M5）
○東京大学設置（M10）

エリート型段階
(0%～15%)

(明治10年)
大学数 1校

明治元年
明治維新

帝国大学の拡充（概ね明治19年～大正7年）

【背景】

【主な施策】
○帝国大学令制定（M19）
○京都帝国大学（M30）、東北帝国大学（M40）、九州帝国大学（M44）、北海道帝国大学（T7）（帝国大学はそれぞれの大学ごとの特別会計）

○大学の目的規定
「学術技芸の蘊奥を攻究」（帝国大学令）

(大正7年)
大学数 5校

明治10年
西南戦争

明治27年唐28年
日清戦争
明治37年～38年
日露戦争
大正3年～7年
第1次世界大戦

公私立大学の拡充（概ね大正7年～昭和19年）

【背景】
第1次世界大戦後の大正デモクラシー。民主主義の進展とともに軍事国家化。

【主な施策】
○大学令制定（官立大学だけでなく、公私立大学や単科大学も設立可能）（T7）
○東京文理科大学（東京高等師範学校）（S4）、大阪帝国大学（S6）、名古屋帝国大学（S14）

○大学の目的規定
「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与する」（学教法）

(昭和25年)
大学数 201校

昭和4年
世界恐慌

昭和12年～20年
日中戦争～太平洋戦争

高等教育の再構築（概ね昭和20年～27年）

【背景】
戦後復旧・復興期、高等教育の再構築

【主な施策】
○教育基本法・学校教育法公布（6334制の新学制発足）（S22）
○国立学校設置法公布（69の新制国立大学発足）（S24）（一般会計に移行）
○私立学校法公布（S24）

○大学院に係る取組
・学位規則制定（S26）

(昭和35年)
大学数 245校
大学進学率8.2%

昭和27年
サンフランシスコ講和条約締結

経済発展期の高等教育（概ね昭和28年～45年）

【背景】
高度経済成長期、人材需要の増大、所得水準の向上、高等教育制度の定着と急速な拡大、設置基準の整備

【主な施策】
○学位規則制定（S28）
○大学設置基準制定（S31）
○国立学校特別会計法公布（S39）（国立学校全体を通じた特別会計）
○短期大学制度の恒久化（S39）

「マス型段階」
(15%～50%)

(昭和46年)
大学数 389校
大学進学率19.4%

昭和35年
池田内閣「国民所得倍増計画」

昭和46年 中央教育審議会（答申）
「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（いわゆる4.6答申）

安定成長期の高等教育（概ね昭和46年～59年）

【背景】
経済の安定成長、受験競争の激化、高等教育の多様化（新構想大学、大学院大学、短期大学等の設置）

【主な施策】
○中教審4.6答申（S46）
○大学院設置基準制定（S49） → 大学院大学の制度化（S51）
○短期大学設置基準制定（S50）
○私立学校振興助成法公布（S50）

○大学院に係る取組
・中教審の4.6答申（大学の種別化）
・大学院設置基準制定（S49）
・大学院大学の制度化（S51）

(昭和60年)
大学数 461校
大学進学率26.5%

昭和48年
第1次オイルショック

昭和59年～62年
臨時教育審議会の設置

臨時教育審議会以降（概ね昭和60年～平成9年）

【背景】
経済低成長～停滞期、産業構造変化（知識集約型）、国際化・情報化の進展、生涯学習ニーズの増加

【主な施策】
○臨時教育審議会答申（1次～4次）（S60～）（→学位授与機構の創設（H3））
○大学審議会設置（教育の個性化・研究の高度化・組織運営の活性化）（S62）
○大学院大学の設置（総研大、北陸先端大、奈良先端大、政研大）
○大学設置基準の大綱化（H3）
○大学院重点化（H3～H12）

○大学院に係る取組
・大学院大学の設置（S63～H9）
・大学審議会答申（H3）
・大学院重点化（H3～H12）
・専門大学院（H11）
・専門職大学院（H14）

(平成10年)
大学数 605校
大学進学率36.4%

平成3年
バブル経済の崩壊

平成7年
阪神・淡路大震災

平成10年 大学審議会（答申）
「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（いわゆる21世紀答申）

「21世紀答申」以降（概ね平成10年～15年）

【背景】
低財停滞、冷戦構造の崩壊、社会経済のグローバル化、規制改革の動き、地方分権の動き、小さな政府志向

【主な施策】
○21世紀答申（H10）
○制度の一層の弾力化（単位互換、飛び入学、秋季入学等の諸制度の拡大）
○独立行政法人通則法公布（H11）→国立大学の法人化への動き
○専門大学院の制度化（H11）→専門職大学院の制度化（H14）
○法科大学院連携法制定（H14）
○大学設置基準の準則化（H15）

「ユニバーサルアクセス型段階」
(50%～)

(平成16年)
大学数 713校
大学進学率42.4%

平成15年 中央教育審議会（答申）
「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」

国立大学法人化以降（概ね平成16年～20年）

【背景】
知的基盤社会、地域間格差の拡大、一層の社会経済のグローバル化、国立大学の法人化

【主な施策】
○国立大学法人法制定（H15）（国立学校特別会計の廃止→一般会計へ移行）
○将来像答申（H17）
○教育基本法改正（H18）
○教育振興基本計画策定（H20）
○学士課程答申（H20）

○大学院に係る取組
・院答申（H17）
・大学院教育振興施策要綱（H18）
・大学院設置基準改正（H19）→人材養成目的の明確化・組織的体系的な教育課程等を規定

(平成20年)
大学数 771校
大学進学率49.1%

平成17年 中央教育審議会（答申）
「我が国の高等教育の将来像」（いわゆる将来像答申）、「新時代の大学院教育」（いわゆる院答申）

現在（平成20年）～今後

【背景】
今後、大学教育の質保証、国際的な通用性の確保、留学生30万人計画、道州制等の諸課題がある。

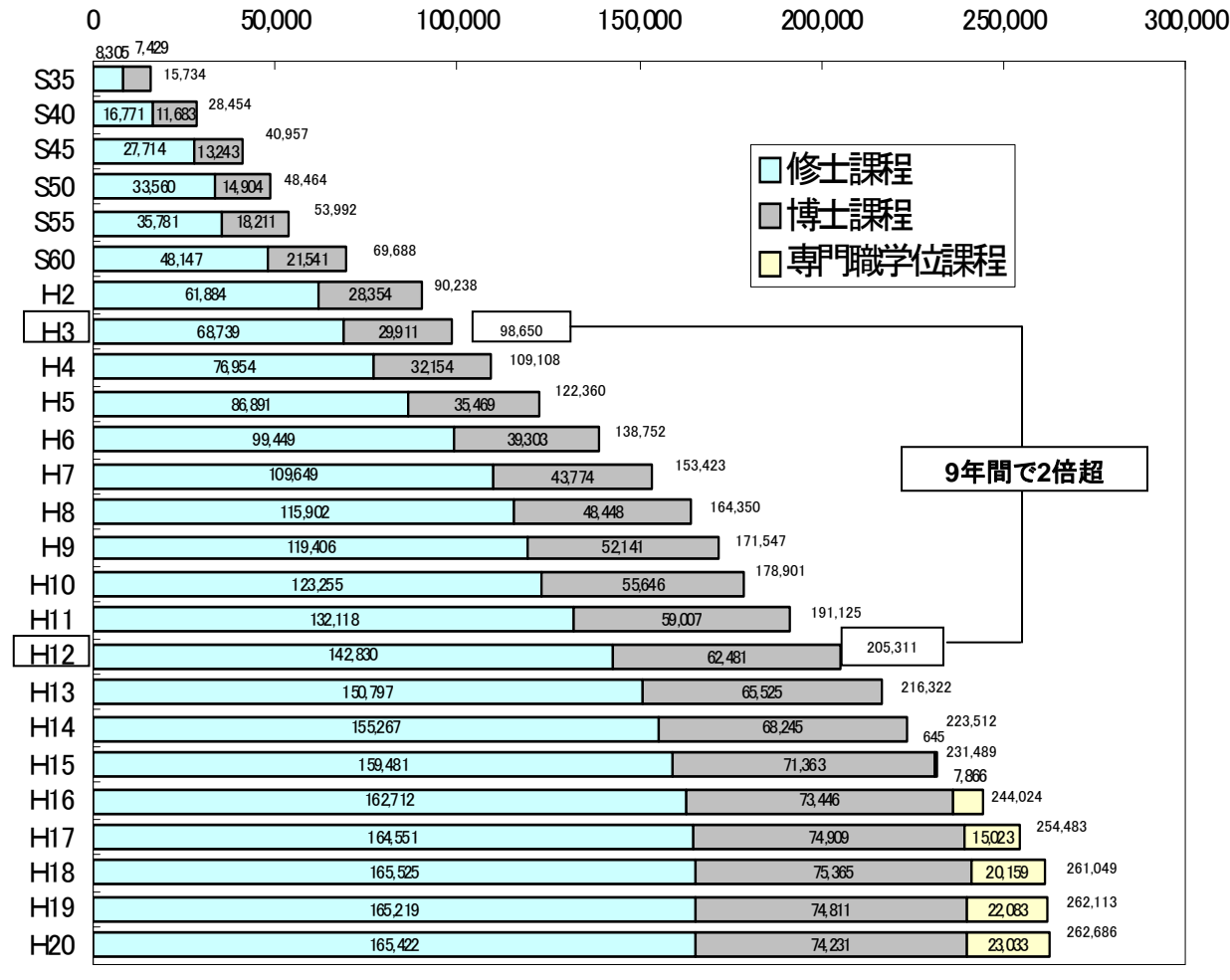
【主な施策】
○中教審へ諮問「中長期的な大学教育の在り方について」（H20）

平成18年 教育基本法改正

大学院教育について

大学院在学者数の推移

(各年度5月1日現在)



○我が国の大学院制度の主な変遷

S22 学校教育法の制定

- ・大学院制度の基本的定め

S28 学位規則の制定

- ・新制の学位制度の基礎

S49 大学院設置基準の制定

- ・大学院固有の教員組織、設備の整備
- ・独立研究科の設置

S51 学校教育法の一部改正

- ・大学院大学の設置

H3 大学審議会答申

「大学院の量的整備について」

- ・H12までに、大学院学生数を2倍程度増やす旨提言

H19 大学院設置基準の一部改正

- ・人材養成目的の明確化と公表の義務付け

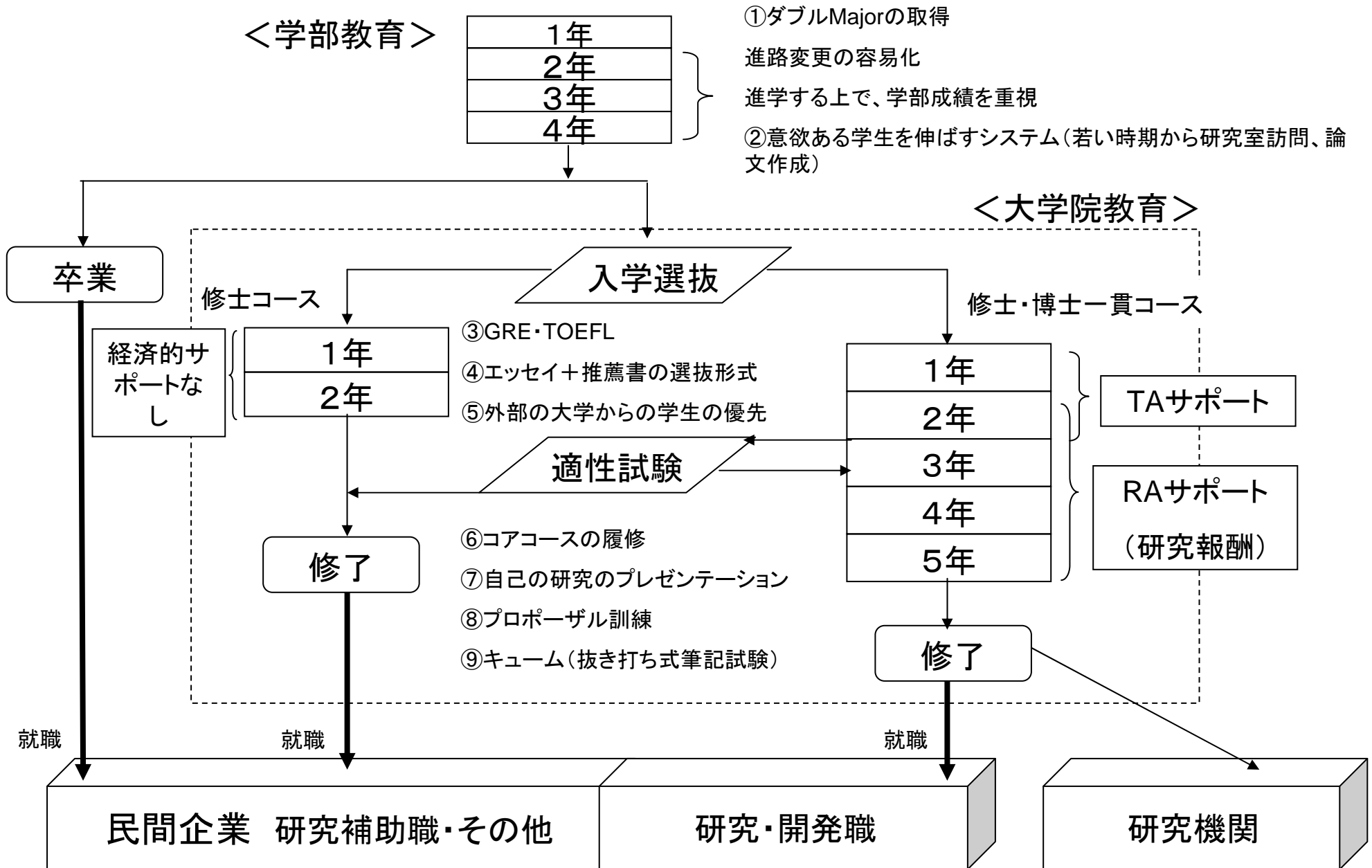
■アメリカの大学院教育

○大学院 (graduate school) の組織は各大学によって異なるが、多くの大学では、制度的に学部から独立した教育研究組織として設置されている。

○大学院は修士課程・博士課程から成り、M.A.、M.S.、及びPh.D.の取得を目指した学問研究を重視するもの。(経営学修士(M.B.A)や工学博士(D.Eng)、医学博士(M.D.)等の専門学位の取得を目指した大学院レベルの第一職業専門学位課程とは区別される。)

課程	年数	取得要件	取得までの段階
修士課程	学士号取得後、通常1～2年の課程	ほとんどの大学で論文作成が必要。所定の単位の取得や、特定の試験に合格することでこれに代えられる場合もある。	
博士課程	一般に学士号取得後、3～5年の課程	教育課程の履修の他、博士論文の審査合格が学位授与の条件。 <u>修士号の取得を博士課程の入学要件に定めているプログラムは少ないが</u> 、博士課程に入学後、博士号取得までに、課程の修了要件の一環として修士号を条件とするプログラムもある。	所定の科目の履修を終えた後、博士論文の作成能力の有無を判断するため予備試験 (preliminary examination) あるいは資格試験 (qualifying examination) を課す。これは研究領域全般にわたる事項に関し、筆記、口頭あるいは両者の併用によって行われる。 この試験によって博士論文の執筆能力があると判断されたものが論文の執筆を許される。論文作成後、論文で扱った領域に関する最終試験 (口頭試問) が行われ、この最終試験に合格したものに博士号が授与。

■ アメリカの大学院教育システム(理工系)



■大学院制度(国際比較)

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	中国
組織	<p>学部の教員組織によって編成されているのが一般的。大学院独自の教員組織を持つ大学や、学部や学科に基礎を置かない、独立研究科又は独立専攻、高度専門職業人養成に特化した教育を行う専門職大学院、大学院のみを置く大学など、新しい大学院の形態もみられる。</p>	<p>大学院は学部から独立した教育研究組織として設けられているのが一般的。しかし、大学院独自の教員・施設を有する大学は少なく、施設等は学部と共有、教員は学部学生を教えている場合が多い。</p>	<p>学部・学科に大学院の課程が設けられているのが一般的。</p>	<p>従来、大学院レベルの第3期課程は、「教育研究単位(UFR)」の中に専攻ごとに設置されており、UFRから独立した教育組織として大学院を置く制度はなかったが、1990年以降、UFRとは別に、独自の管理運営機構を備えた大学付設機関として大学院を新設し、そこに複数の専攻の博士課程を設置する改革が進められている。通常、一つの大学には複数の大学院が付設。</p>	<p>修士課程:独立した組織ではなく、学部の中に設けられている。 博士課程:制度化されていない。1人の教授の指導の下で研究し、論文を作成するのが一般的。一部の若手研究者養成プログラムは博士志望者を対象として組織的に教育。</p>	<p>大学のほか研究機関に大学院課程を設置。独立の大学院組織は少ない。</p>
入学	<p>修士課程、専門職学位課程については大学学部を卒業した者、博士課程後期については修士の学位・専門職学位を入学要件として、各大学において選抜が行われる。</p>	<p>通常、学士号の取得が入学要件。民間のテスト機関が行う「大学院入学資格テスト(GRE)」の得点等を判断基準として各大学で選抜。</p>	<p>少なくとも、第一級又は第二級の優等学士号を取得していることが最低条件。各大学において選抜が行われる。</p>	<p>前期博士課程(1年)は第2期課程(通算4年)修了者、後期博士課程(3年)は前期博士課程修了者であることを入学要件として、各大学において選抜が行われる。</p>	<p>修士課程:第一学位(学士、マスター、ディプローム)取得が入学要件。一部の州は、一定以上の成績を追加条件としている。博士志望者:教授の指導を受けるには、ディプローム/マスターの取得に際し所定の成績を修めていることが必要。</p>	<p>修士課程:大学学部卒業。短期課程(2~3年)卒業後2年以上で、学部卒業と同等の学力を持つ者も可。全国共通の1次試験と募集機関ごとの2次試験により選抜。博士課程:修士取得者。各募集機関で選抜。</p>
教育	<p>授業科目を30単位以上修得し、研究指導を受け、学位論文を作成。(専門職大学院については学位論文は不要。)</p>	<p>定められた科目の履修(修士課程:通常1年、博士課程:通常2年)と論文執筆が求められるのが一般的。博士課程においては、論文執筆前に、執筆資格を審査する試験が課せられる。</p>	<p>修士課程:コース履修中心の教育コース、研究活動中心の研究コース、又は両者を組み合わせた課程が設けられている。 博士課程:指導教官の下での研究活動と論文の作成。博士号の授与に当たっては、口頭試問が行われる。</p>	<p>前期博士課程:実習、文献演習、現地調査の実施及び論文の作成。 後期博士課程:指導教官の指導の下で、研究を行い、博士論文を作成。</p>	<p>修士課程:一定科目の履修後、修士論文を作成。 博士志望者:1人の教授の指導の下で研究し、論文を作成するのが一般的。論文審査と公開討論の成績を総合評価して、合格者に博士号を授与。</p>	<p>修士課程:授業(必修・選択)、研究・論文執筆。博士課程:研究・論文執筆が中心。</p>

(出典)「諸外国の高等教育」(平成16年2月文部科学省)

■大学の設置認可(国際比較)

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	中国
主体	<ul style="list-style-type: none"> ・国(文部科学省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・州立大学(4年制、2年制):州 ・私立大学(4年制、2年制):州 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧大学(1992年以前からの大学):国王 ・新大学(1992年以降ポリテクニク等から昇格した大学):教育大臣(法人化)、枢密院(学位授与権の付与、「大学」名称の使用認可) ・その他の機関:教育大臣(法人化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学はすべて政令で設置される国立機関。 	<ul style="list-style-type: none"> ・州 	<ul style="list-style-type: none"> ・国(教育部)
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、大学院、短期大学、高等専門学校各設置基準がある。(文部科学省令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・州が各州ごとに定められる基準に基づき認可。通常、機関の設置と学位授与権が別々に認可される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧大学:法令上の基準はなく、その都度個々に審査。 ・新大学:法人化に当たって、規模・課程についての基準あり。学位授与権の付与については、特に法令上の基準はないが、教育大臣による指針に基づく審査あり。 ・高等教育カレッジ/継続教育カレッジ:法人化に当たって、規模・課程についての基準あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置認可制度はない。 ・私立高等教育機関は届出により自由に設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・州立:州立委員会による基本構想を州議会で審議・決定。大学建設促進法による新設・拡充機関リストへ受入れ ・非州立:高等教育大綱法及び州高等教育法。学術協議会が連邦全体で一元的にアクレディテーションを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「全日制高等教育機関暫定設置条例」(1986年、国務院制定)、「私立高等教育機関暫定設置条例」(1993年、国家教育委員会制定)

(出典)「諸外国の高等教育」(平成16年2月文部科学省)

大学院の規模と機能別分化

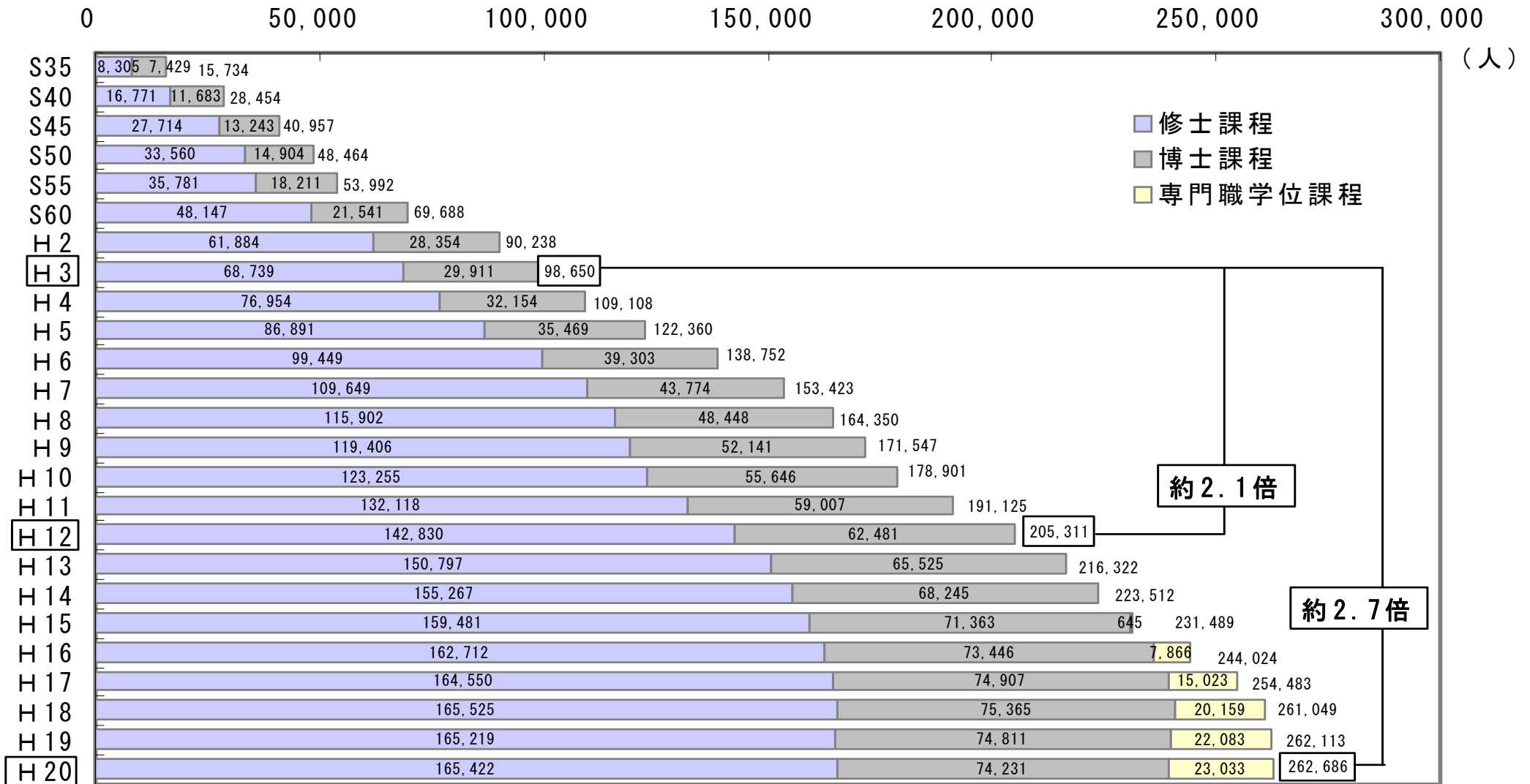
主要国の大学の規模

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
大学数	752校 (内訳) 国立11% 私立79% 公立10%	2,579校 (内訳) 州立25% 私立75%	169校 (内訳) 私立1% 国立99%	94校 (内訳) 私立14% 国立86%	376校 (内訳) 私立18% 州立82% (教会立を含む)	186校 (内訳) 国立18% 私立81% 公立1%
学生数 (学部・大学院のみ)	学部252万人 (内訳) 国立18% 私立77% 公立5% 大学院26万人 (内訳) 国立58% 私立36% 公立6%	学部848万人 (内訳) 州立65% 私立35% 大学院252万人 (内訳) 州立52% 私立48% (パートタイムを含む)	学部180万人 (内訳) 私立0.0003% 国立100% 大学院56万人 (内訳) 私立0.0004% 国立100% (パートタイムを含む)	学部88万人 大学院52万人 (内訳) 私立2% 国立98%	学生数199万人 (内訳) 私立3% 州立97%	学部191万人 (内訳) 国立21% 私立78% 公立1% 大学院29万人 (内訳) 国立28% 私立70% 公立2%
学部進学率	49%	64%	57%	41%	37%	58%
人口1000人 当たり学生数	22人 学部 20人 大学院 2人	37人 学部 29人 大学院 9人	39人 学部 30人 大学院 9人	23人 学部 14人 大学院 9人	24人	46人 学部 40人 大学院 6人
一大学 当たり人口数	17万人	11万人	36万人	65万人	22万人	26万人
留学生受入数	9万1000人 学部 6万人 大学院 3万2000人	56万5000人 学部 23万6000人 大学院 26万人	24万9000人 学部 13万2000人 大学院 11万7000人	21万人 学部 10万2000人 大学院 10万8000人	19万人	1万8000人 学部 1万1000人 大学院 7000人

日本は2008年、アメリカは2005年、イギリスは2006年、フランスは2005年、ドイツは2005年、韓国は2006年の統計を主に使用
 (文部科学省「教育指標の国際比較」、OECD「図表でみる教育」、各国の統計資料等を基に作成。表中の数値は、四捨五入により合計が一致しないことがある)
 なお、18歳人口は、日本124万、アメリカ412万、イギリス79万、フランス79万、ドイツ96万、韓国60万。
 学部・大学院への入学者に占める25歳以上の者の割合は、日本2.7%、アメリカ20%、イギリス21%、ドイツ14%、韓国9% (フランスは不明。日本は「社会人入学学生数」を使用)

■ 大学院在学者数の推移

(各年度5月1日現在)



※ 在学者数

出典：学校基本調査

「修士課程」：修士課程，区分制博士課程（前期2年課程）及び5年一貫制博士課程（1，2年次）

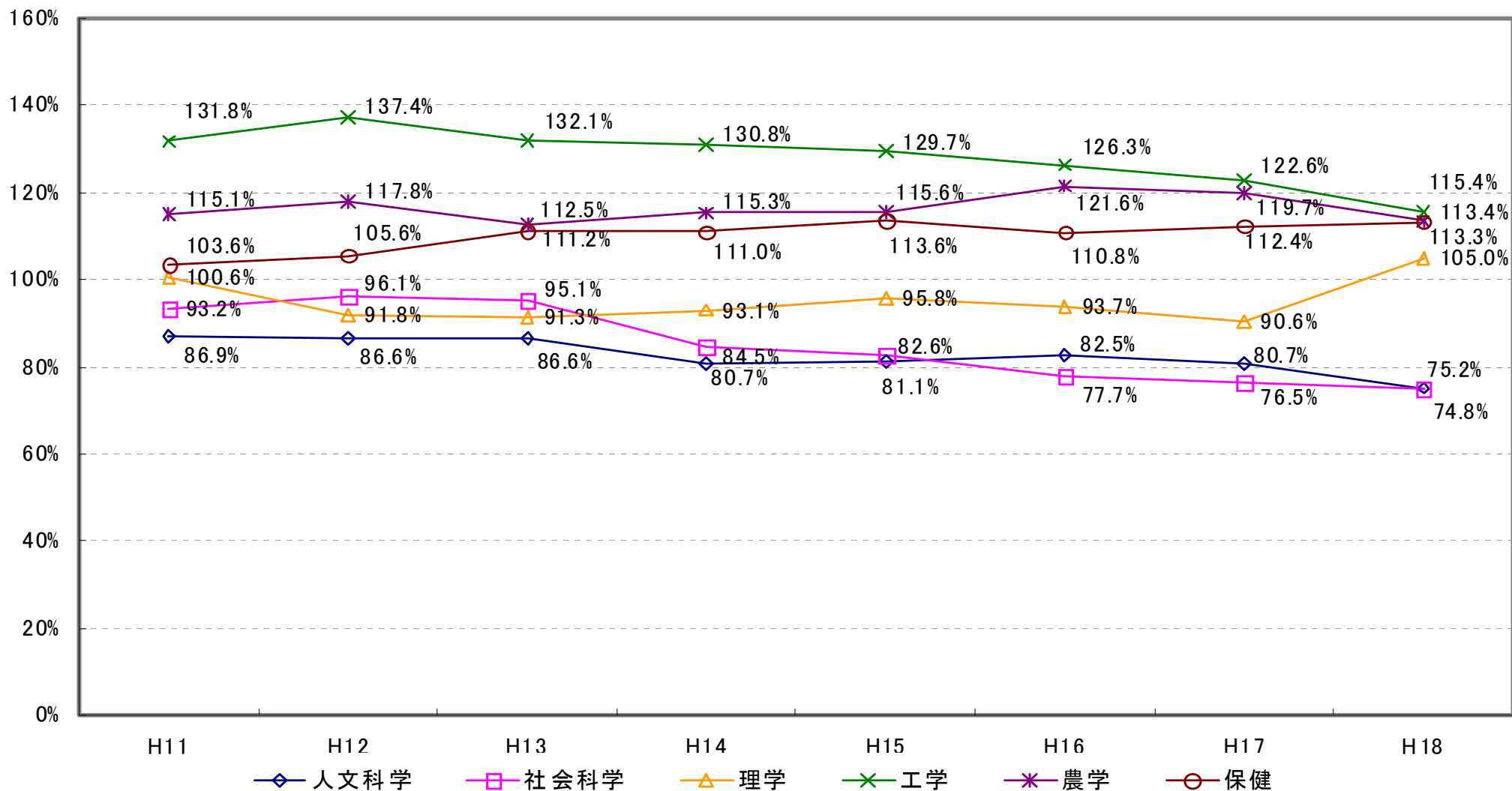
「博士課程」：区分制博士課程（後期3年課程），医歯獣医学の博士課程及び5年一貫制博士課程（3～5年次）

通信教育を行う課程を除く

■ 修士課程入学者充足率の推移（分野別）

修士課程の入学者充足率（＝入学者／入学定員）は分野によっては低下傾向にあり、平成19年度においては人文、社会科学分野の入学者充足率が8割以下となっている。

※ 「教育」・「芸術」・「家政」・「その他」分野は修了者が比較的少ないことから省略

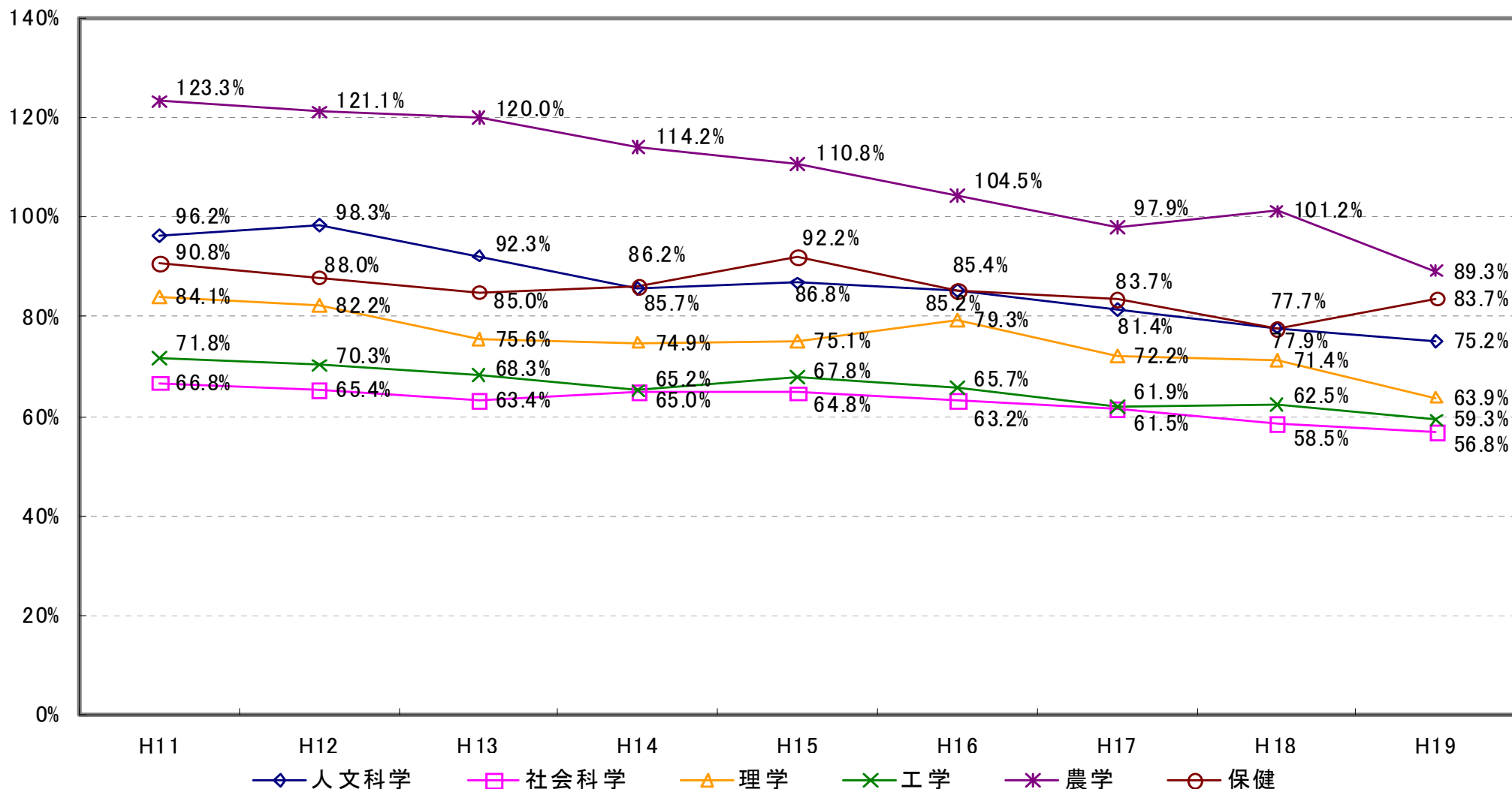


（出典）「学校基本調査」（文部科学省）、「全国大学一覧」（財団法人文教協会）

博士課程入学者充足率の推移（分野別）

博士課程の入学者充足率（＝入学者／入学定員）は全体的に低下傾向にあり、平成 19 年度においては全ての分野の入学者充足率が9割以下となっている。

※ 「教育」・「芸術」・「家政」・「その他」分野は修了者が比較的少ないことから省略



（出典）「学校基本調査」（文部科学省）、「全国大学一覧」（財団法人文教協会）

大学院教育の実質化 (教育内容)

■ 博士の標準修業年限内での学位授与状況（分野別・国公私別）

「保健」「農学」「工学」では50%を超えているが、「人文」「社会」では20%以下となっており、分野により授与率が大きく異なっている。

■ 平成17年度のデータ

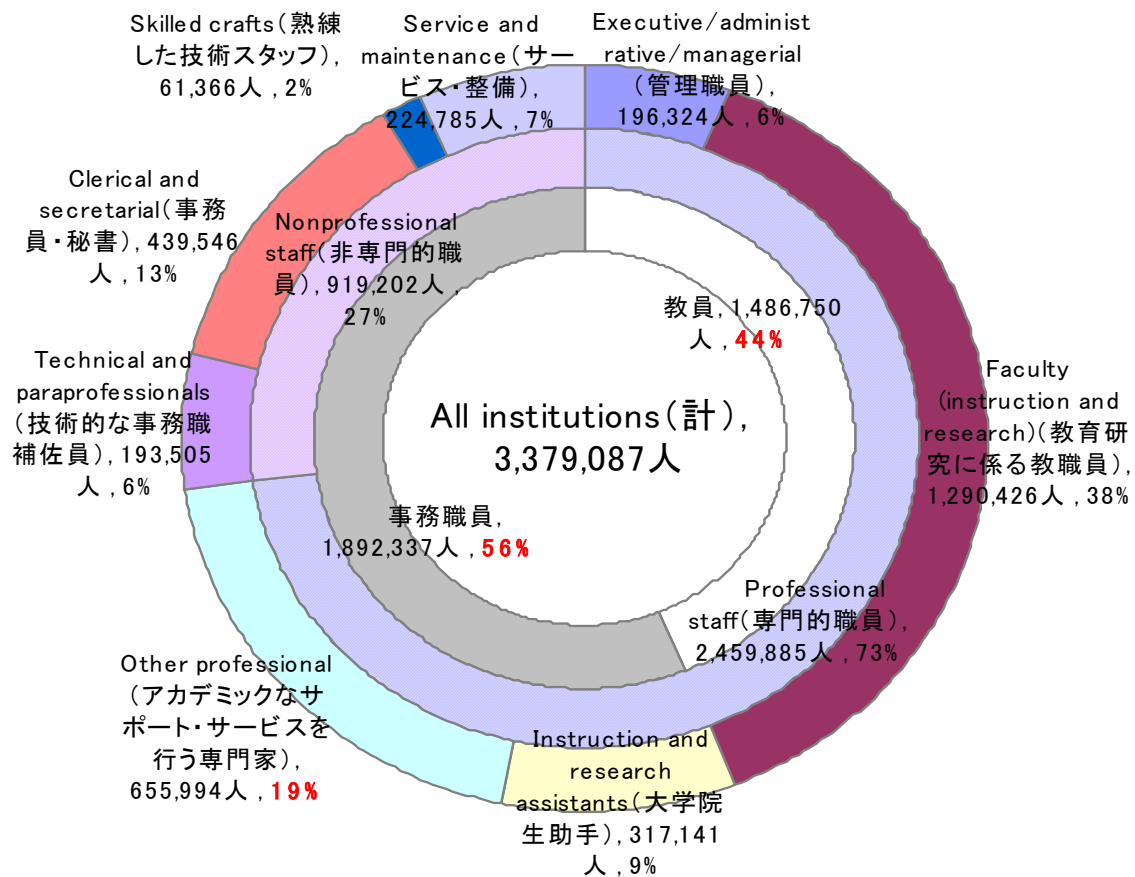
	国 立	公 立	私 立	合 計
人 文	9.6% (47/489)	5.9% (4/68)	5.8% (51/878)	7.1% (102/1,435)
社 会	20.4% (128/628)	20.8% (22/106)	10.1% (80/794)	15.1% (230/1,528)
理 学	46.4% (435/938)	40.4% (40/99)	50.6% (40/79)	46.1% (515/1,116)
工 学	54.0% (1,336/2,476)	46.6% (81/174)	47.8% (183/383)	52.8% (1,600/3,033)
農 学	51.3% (543/1,058)	31.4% (16/51)	75.4% (92/122)	52.9% (651/1,231)
保 健	55.9% (2,025/3,620)	52.1% (221/424)	58.4% (753/1,289)	56.2% (2,999/5,333)
教 育	24.4% (64/262)	—	9.4% (9/96)	20.4% (73/358)
芸 術	42.2% (27/64)	17.6% (6/34)	30.0% (18/60)	32.3% (51/158)
家 政	—	29.4% (5/17)	32.6% (15/46)	31.7% (20/63)
その他	40.3% (1,372/3,401)	21.9% (21/96)	33.6% (260/774)	38.7% (1,653/4,271)
合 計	46.2% (5,977/12,936)	38.9% (416/1,069)	33.2% (1,501/4,521)	42.6% (7,894/18,526)

（出典：文部科学省「大学院活動状況調査」）

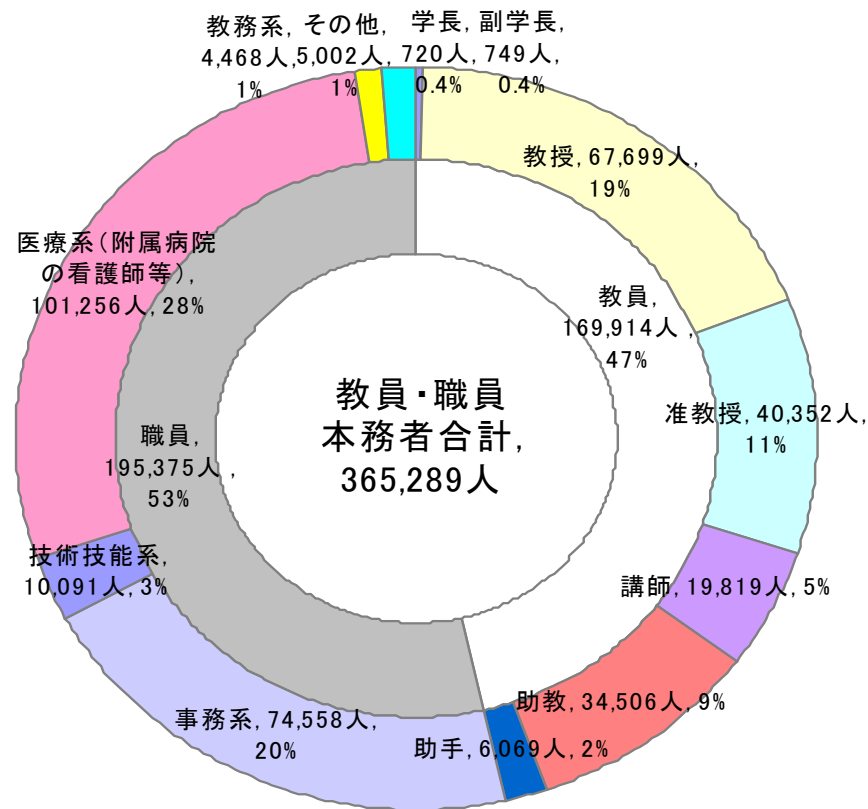
大学院教育の実質化 (教員等)

■ 大学における教員・職員（日米比較）

（米国）



（日本）



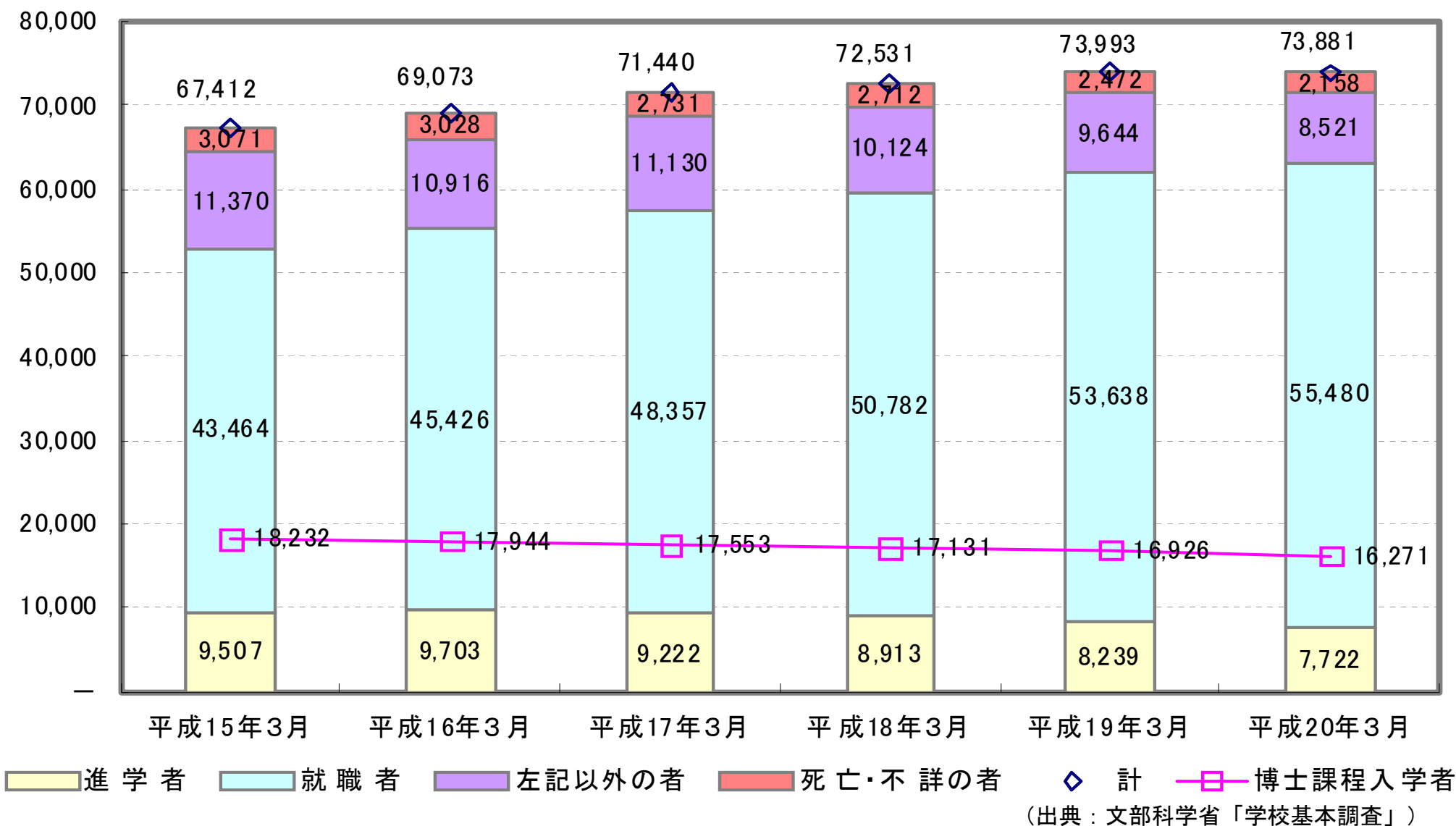
※ 大学院生のTA・RA雇用（平成18年度実績）は
 TA：74,019人、RA：10,391人
 （給与水準等により、本務者に分類されていない）

（出典） National Center for Education Statistics (NCES), Digest of Education Statistics 2007, table235
 「平成20年度学校基本調査」（文部科学省）、「平成19年度大学院活動状況調査」（文部科学省）

大学院生の進路支援と経済的支援 (進路支援)

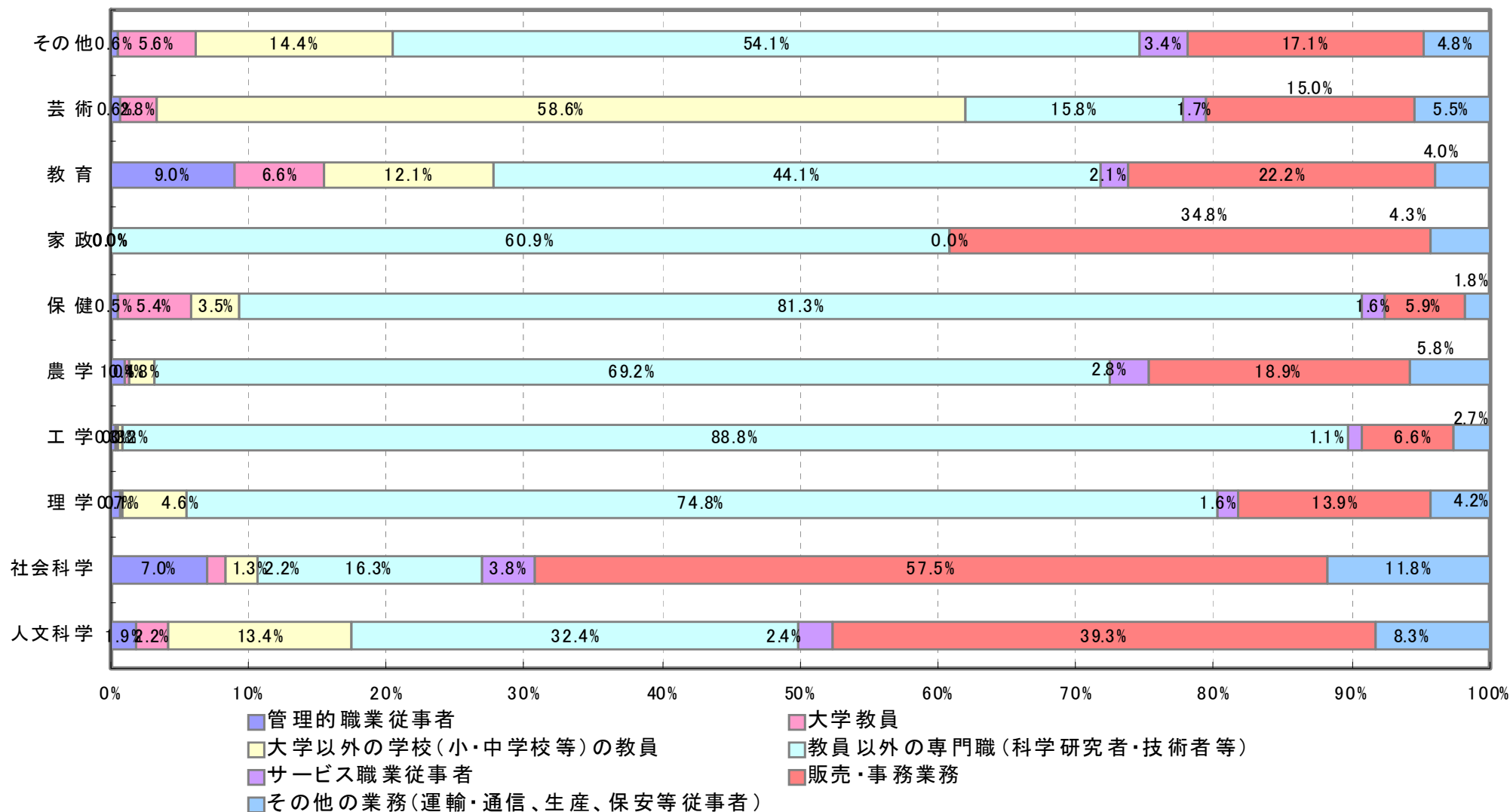
■ 修士課程修了後の進路の状況と博士課程入学者の推移

修士課程修了者は増加の傾向にある一方、
進学者及び博士課程の入学者は年々減少する傾向。



■ 修士課程修了後の就職先（分野別・職業別）

理工農、保健分野においては博士課程修了後、技術者等として専門的・技術的職業に従事する者の割合が高く、人社系分野においては販売・事務業務に従事する者の割合が高い。



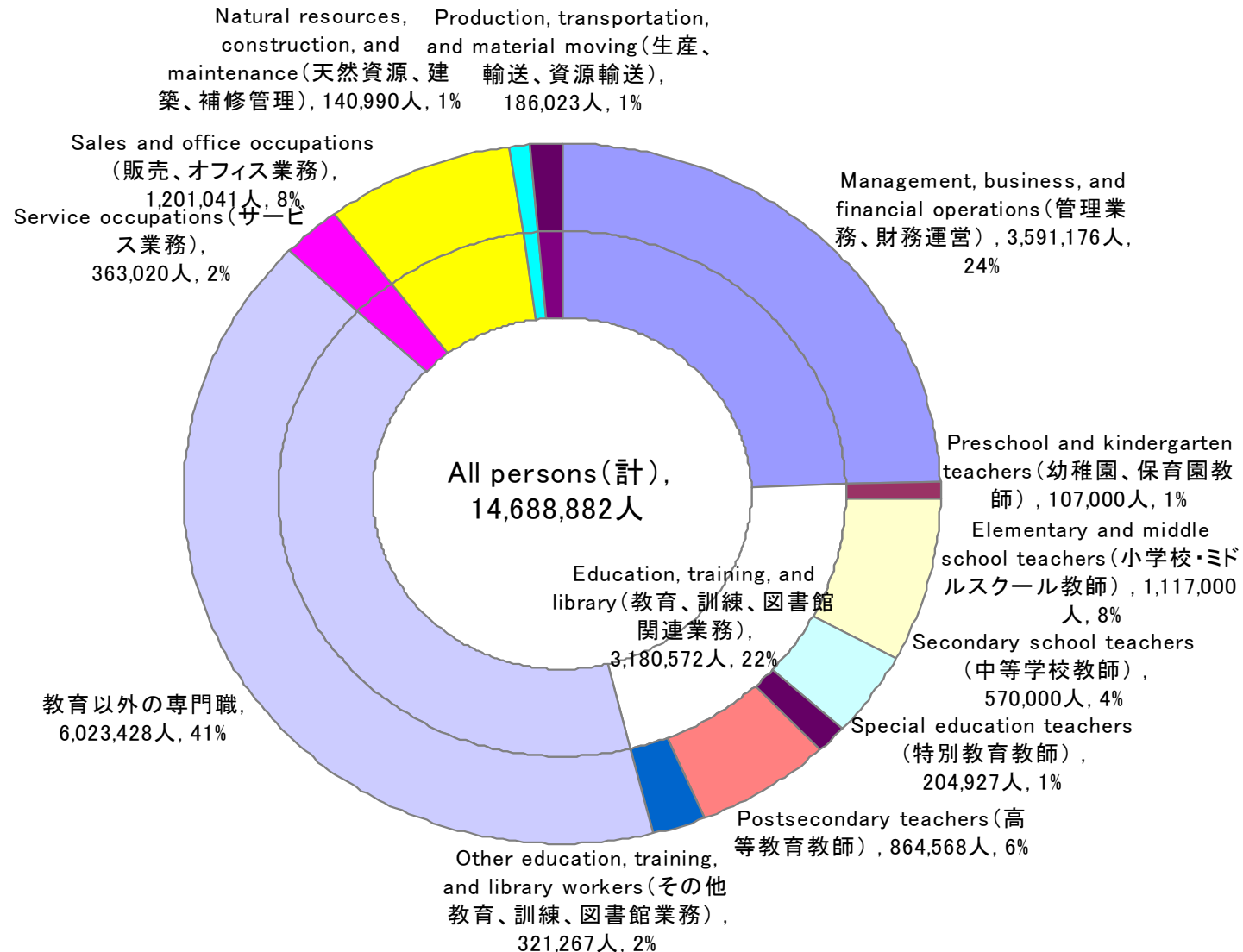
※ 専門的・技術的職業従事者には、教員、科学研究者、技術者、その他専門職を含む。

※ 満期退学者を含む。

(出典) 「平成20年度学校基本調査」 (文部科学省)

■ 25歳以上の修士号以上の学位取得者の就職先（2006年、米国）

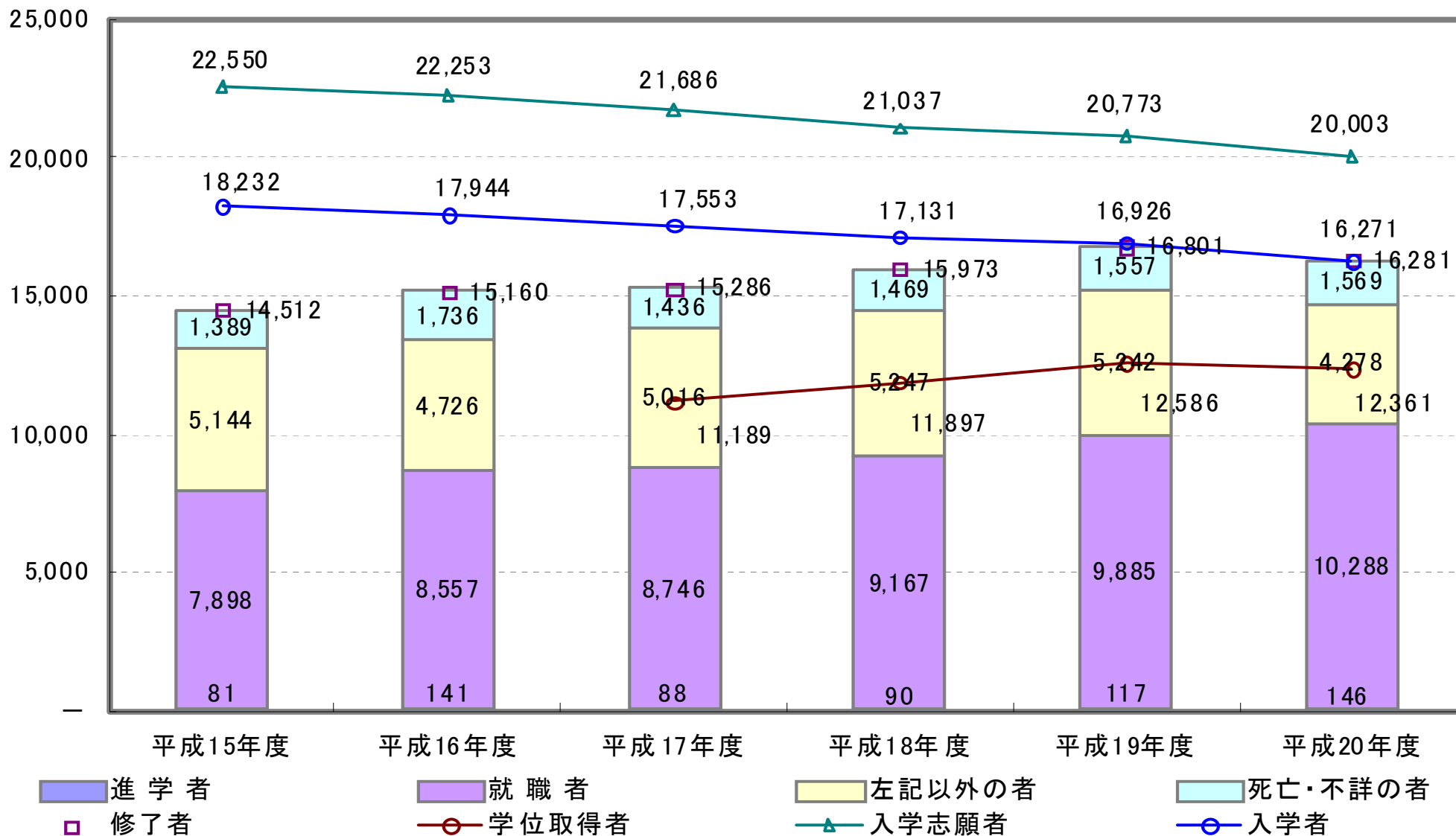
日本では米国の教員に就職した場合、ほとんどが大学教員になるのと比較して、米国では初等中等教育の教員になる割合が高い。



(出典) National Center for Education Statistics (NCES), Digest of Education Statistics 2007, table370

博士課程への入学志願者、入学者、修了者の推移

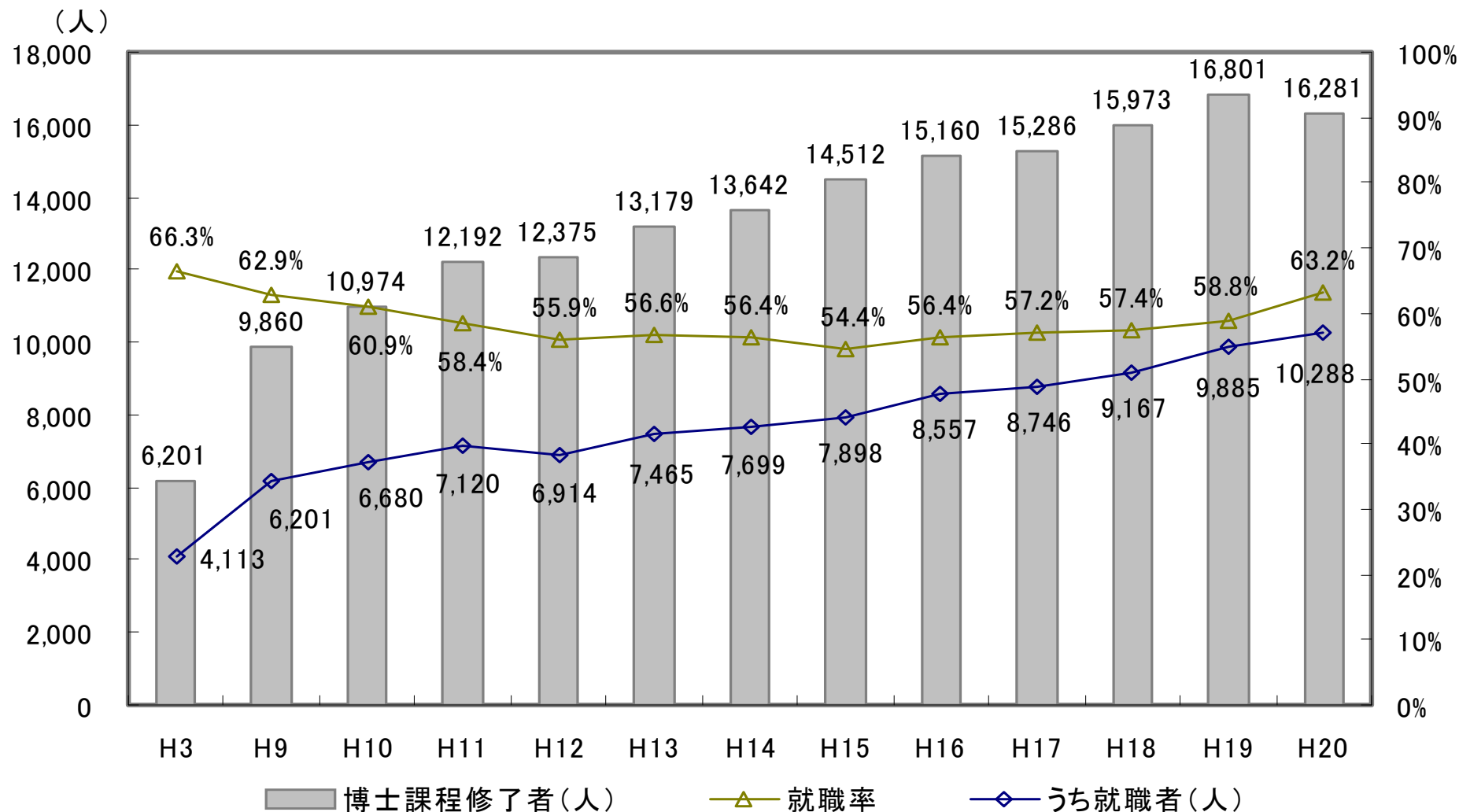
博士課程への入学志願者、入学者は年々減少の傾向。
博士課程修了者数は年々増加してきたが、平成20年度には対前年度減少。



(出典：文部科学省「学校基本調査」)

■ 博士課程修了者数及び就職者数の推移（全体）

博士課程修了者数は年々増加してきたが、頭打ちの傾向にある。
修了後の就職者の割合は6割程度で推移している（平成20年度63.2%）。



(注) ・博士課程修了者には、所定の単位を修得し、学位を取得せずに満期退学した者を含む
・就職者とは、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう

(出典：文部科学省「学校基本調査」)

■ 博士課程修了者数及び就職者数（分野別）

「芸術」（14.7%）、「人文科学」（30.8%）、「社会科学」（42.5%）分野は他の分野と比較して就職率が低い。

■ 平成20年度のデータ

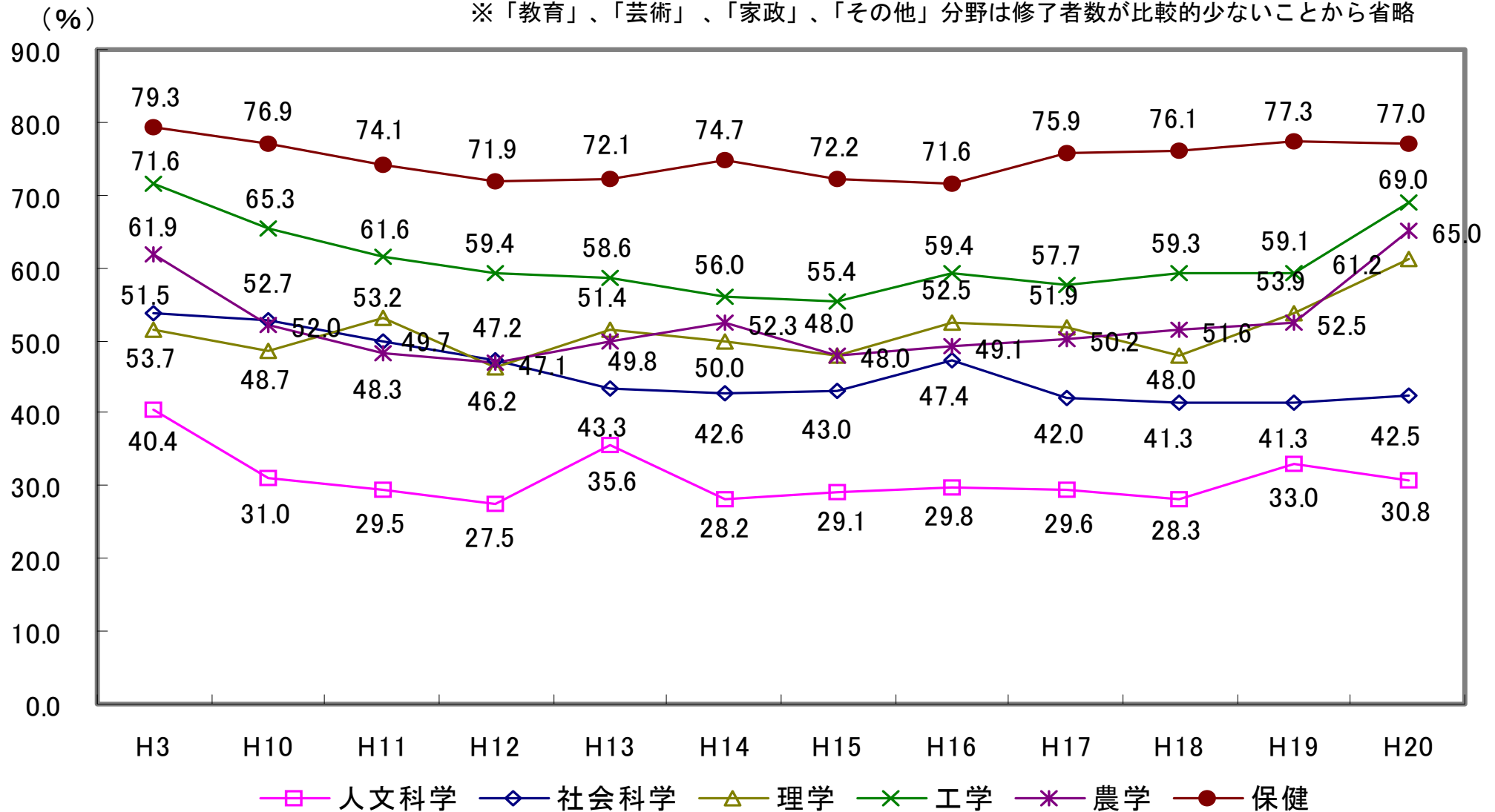
	修了者数（人）	就職者数（人）	就職率
人文科学	1,358	418	30.8%
社会科学	1,238	526	42.5%
理学	1,610	986	61.2%
工学	3,636	2,508	69.0%
農学	1,065	692	65.0%
保健	5,074	3,907	77.0%
教育	356	182	51.1%
芸術	150	22	14.7%
家政	59	38	64.4%
その他	1,735	1,009	58.2%
合計	16,281	10,288	63.2%

（出典：文部科学省「学校基本調査」）

博士課程修了者の就職率の推移（分野別）

「人文科学」、「社会科学」分野の就職率が他の分野と比較して低い状況は、近年継続して見られる傾向。

※「教育」、「芸術」、「家政」、「その他」分野は修了者数が比較的少ないことから省略



(出典：文部科学省「学校基本調査」)

博士課程修了者等の進路の状況

平成20年度のデータ

区分	進路別		進学者	就職者							左記以外の者	死亡・不詳の者
	修了者等			専門的・技術的職業				その他				
				研究者	技術者	教員	その他					
合計	16,281	うち学位取得者 16,086	146	10,288	9,492	2,459	1,800	2,564	2,669	796	4,278	1,569
人文科学	1,358	1,348	10	418	358	24	4	274	56	60	589	341
社会科学	1,238	1,205	24	526	367	46	10	290	21	159	444	244
理学	1,610	1,583	26	986	898	427	295	142	34	88	483	115
工学	3,636	3,617	12	2,508	2,294	775	1,050	438	31	214	885	231
農学	1,065	1,056	3	692	627	375	117	107	28	65	339	31
保健	5,074	5,009	49	3,907	3,851	466	113	863	2,409	56	855	263
教育	356	353	0	182	167	14	1	129	23	15	117	57
芸術	150	149	0	22	21	0	2	16	3	1	95	33
家政	59	58	1	38	37	13	0	19	5	1	16	4
その他	1,735	1,708	21	1,009	872	319	208	286	59	137	455	250

注1) 「修了者等」には、所定の年限以上在学し所定の単位を取得したが、学位を取得せず退学した者（いわゆる満期退学者）を含む。

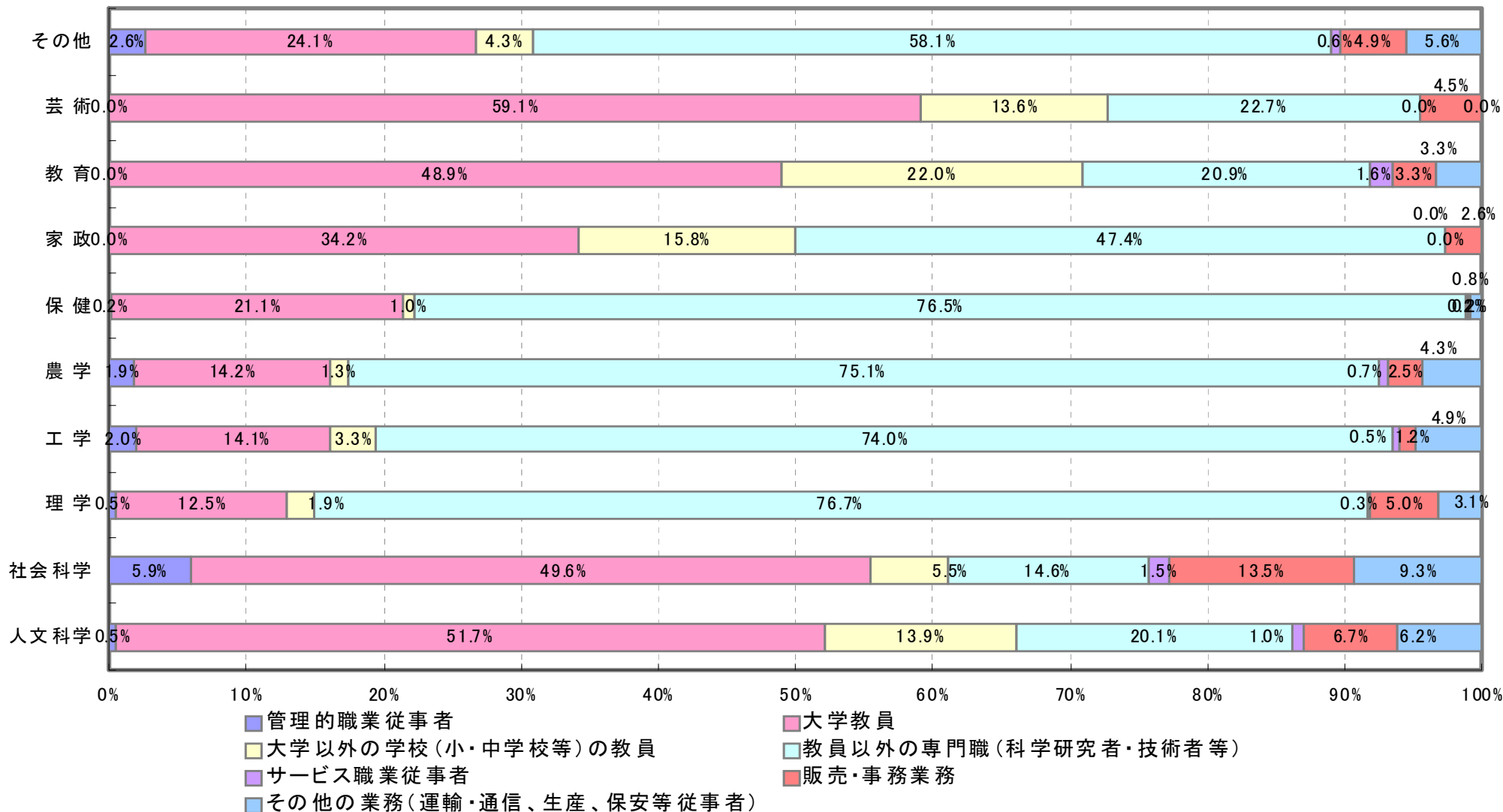
注2) 「左記以外の者」には、専修学校・外国の学校等入学者、一時的な仕事に就いた者、臨床研修医（予定者を含む）などが含まれる。

注3) 進学者であり、かつ就職をしている者については就職者として算出している。

(出典：文部科学省「学校基本調査」)

■ 博士課程修了後の就職先（分野別・職業別）

理工農・保健分野においては博士課程修了後、大学教員以外の専門的・技術的職業に従事する者の割合が高く、人社系分野においては大学以外も含めて教員になる者の割合が高い。



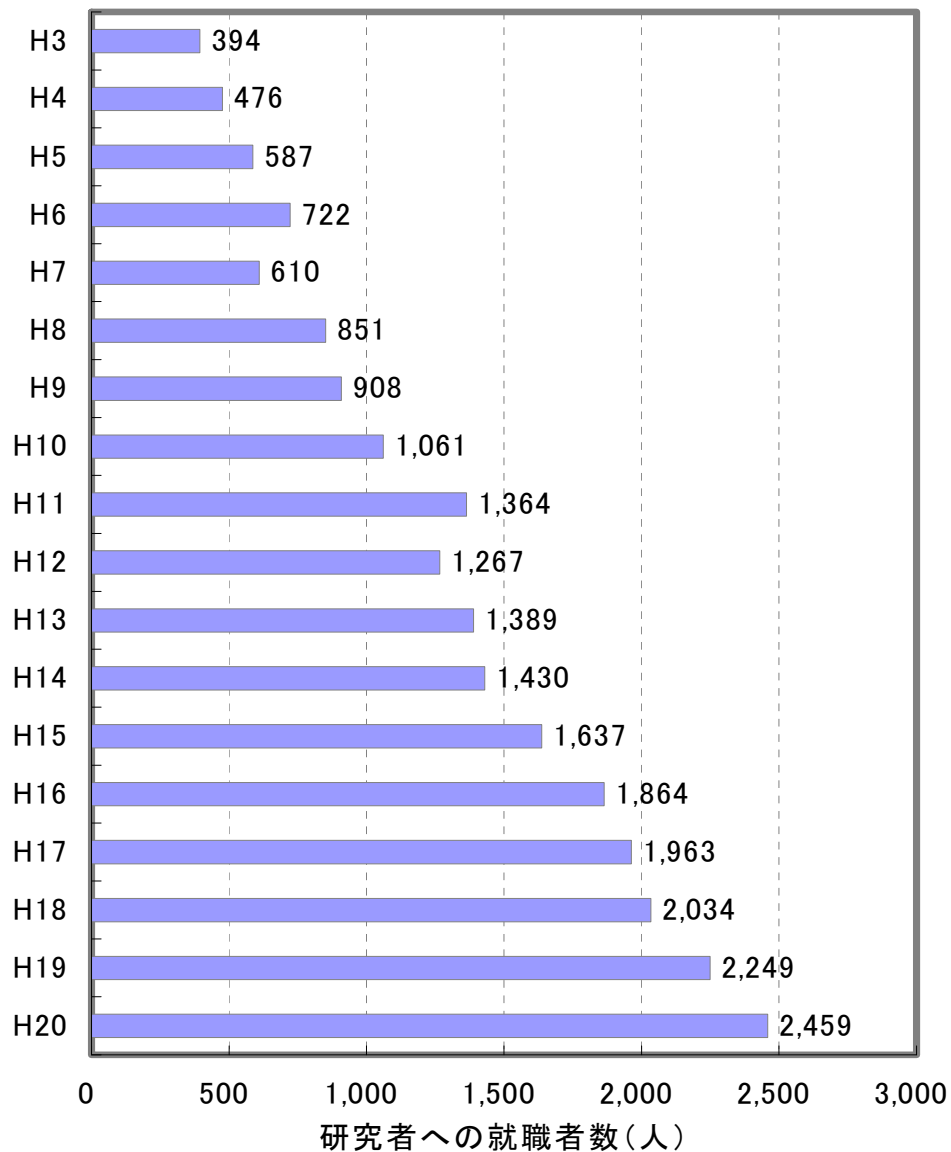
※ 専門的・技術的職業従事者には、教員、科学研究者、技術者、その他専門職を含む。

※ 満期退学者を含む。

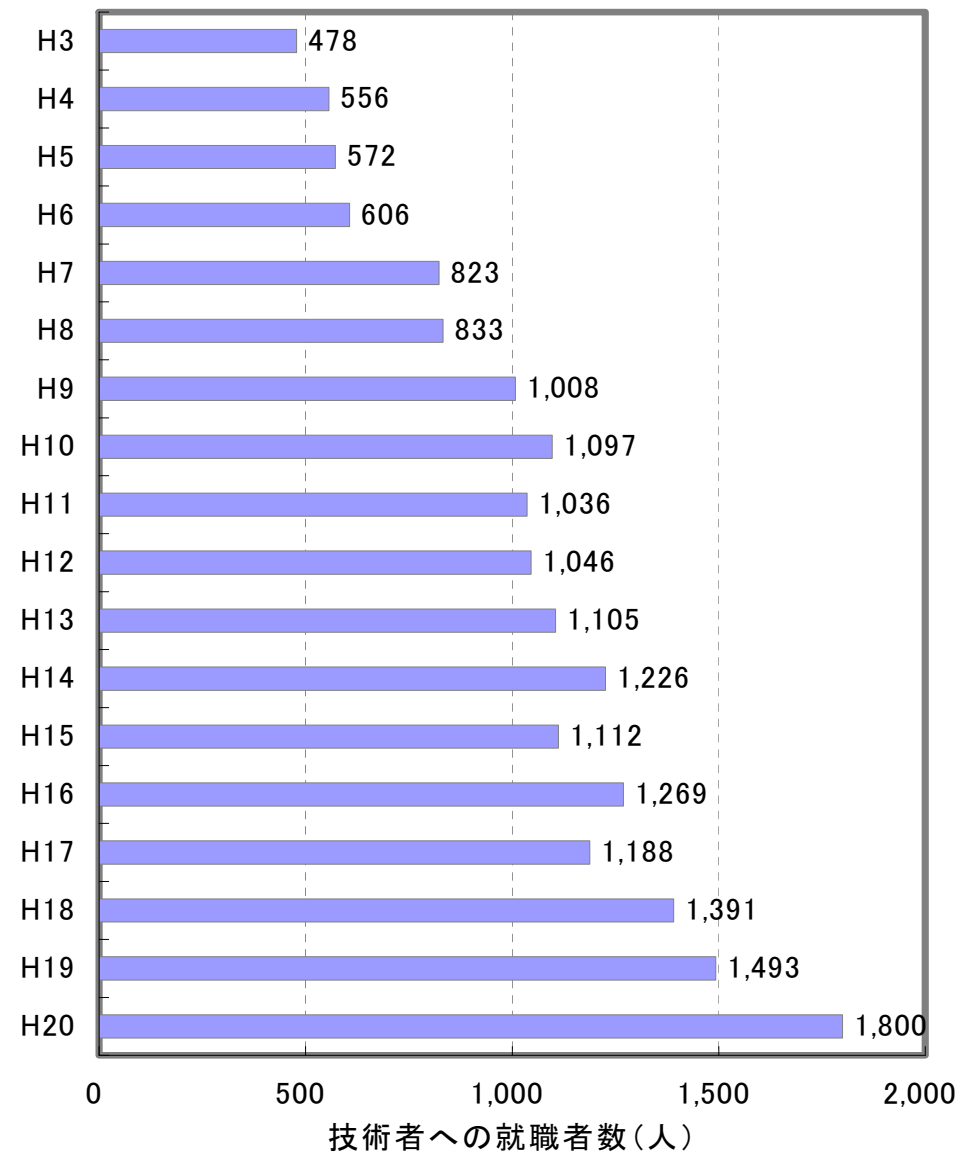
（出典）「平成20年度学校基本調査」（文部科学省）

博士課程修了者等の「研究者」等への就職の状況

博士課程修了者のうち「研究者」への就職者数の推移



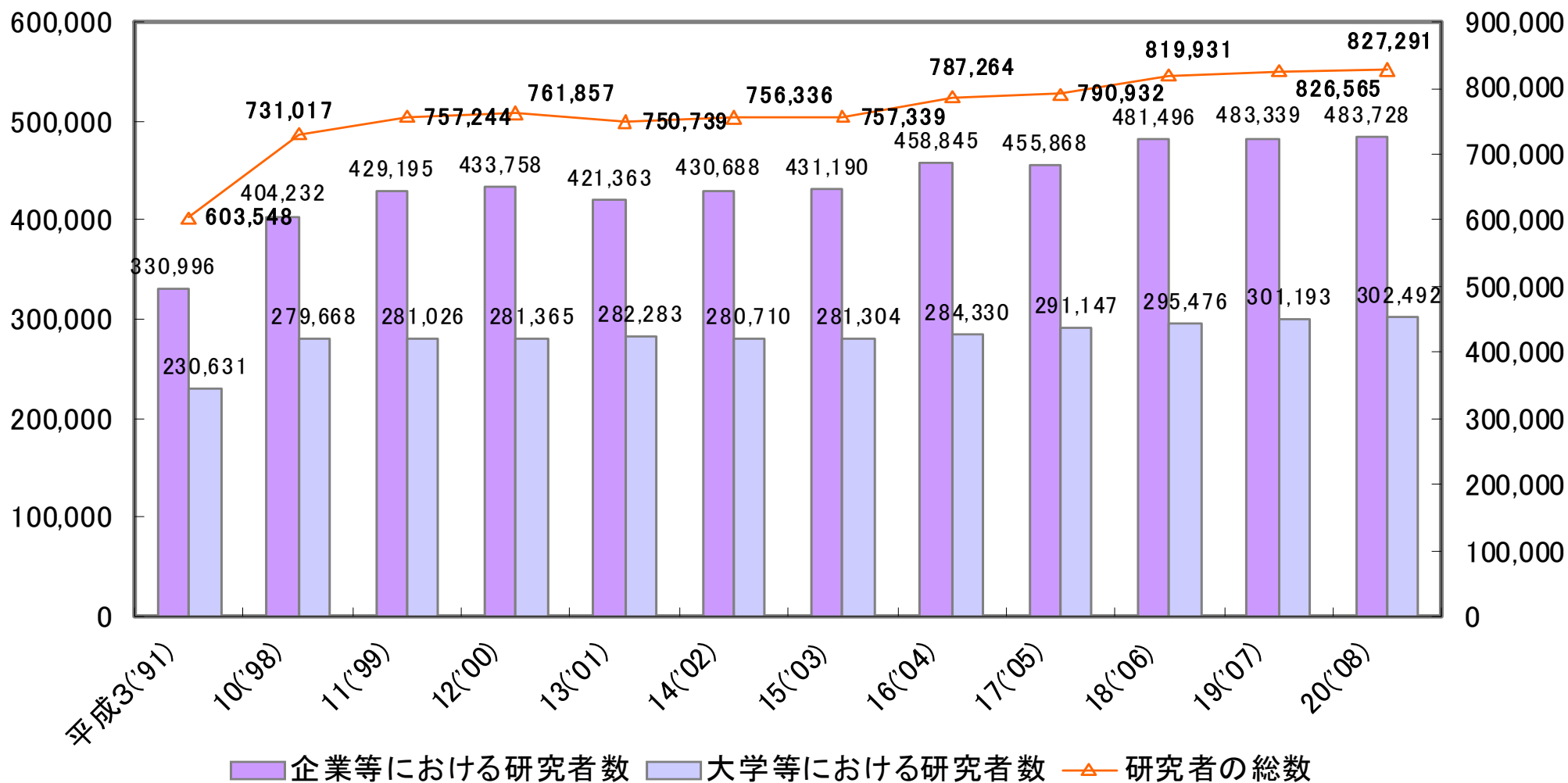
博士課程修了者のうち「技術者」への就職者数の推移（参考）



（出典：文部科学省「学校基本調査」）

■ 大学及び企業等における研究者数の推移

研究者全体の数は年々増加。
 大学等における研究者数はほぼ横ばいである一方、企業等における研究者数は拡大。



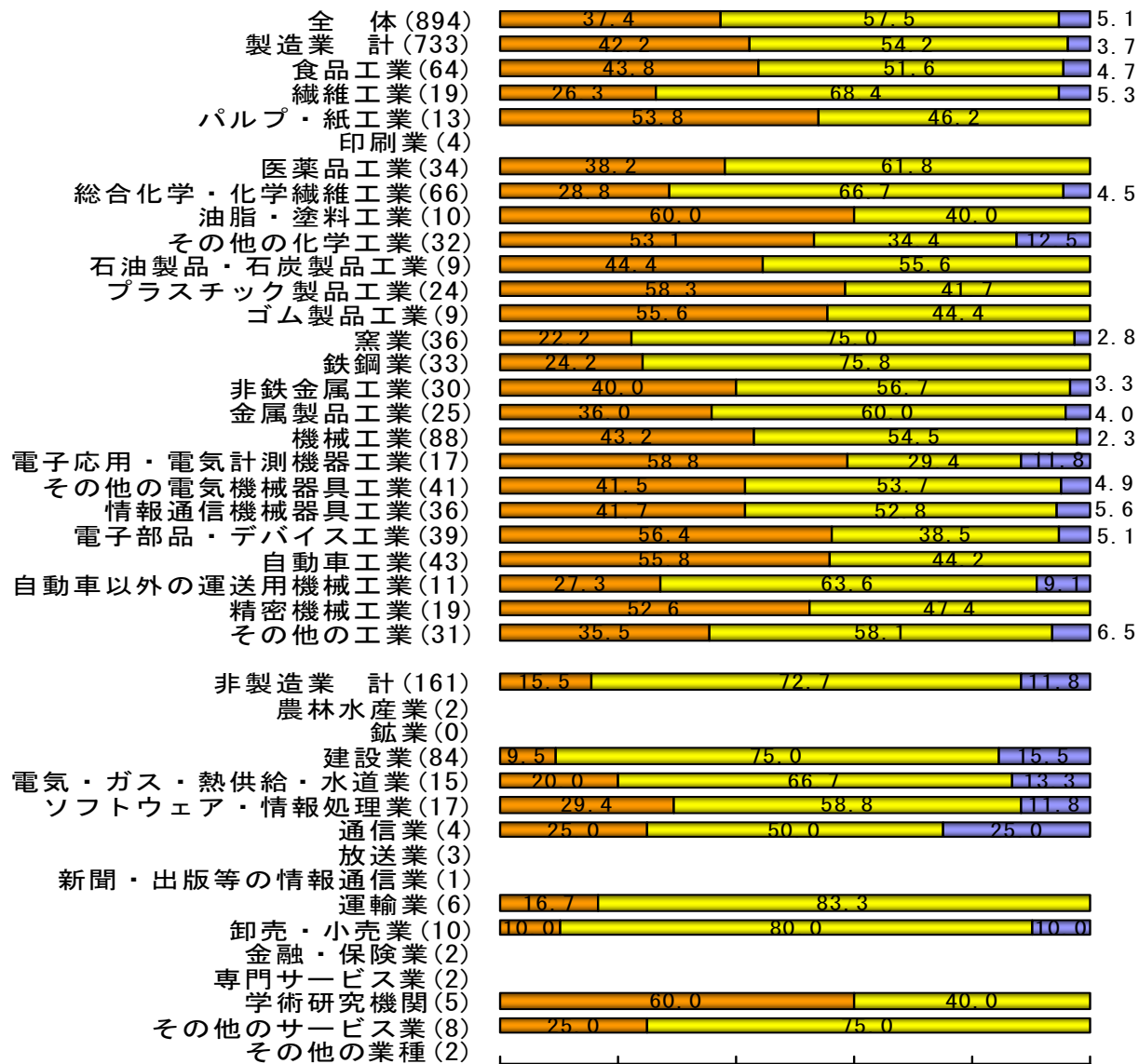
- (注) 1 各年とも4月1日現在。(ただし、平成14年以降は3月31日現在。)
 2 平成13年までは研究本務者数である。(ただし、大学等は兼務者を含む。)
 3 企業等には会社及び特殊法人・独立行政法人。大学等には高専、短大を含む。

(出典：総務省「科学技術研究調査」)

■ 企業における研究開発者の増減見込み（業種別）

平成19年度は平成18年度に比べて

■ 増加の見込み ■ ほぼ変化無し ■ 減少の見込み



(出典: 文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査報告」)

研究開発者が「増加見込み」とした企業の割合が高いのは、

・**製造業**では、

「**油脂・塗料工業**」

「**電子応用・電気計測機器工業**」

「**プラスチック製品工業**」

「**自動車工業**」

「**化学工業**」

「**精密機械工業**」

・**非製造業**では、

「**学術研究機関**」

「**ソフトウェア・情報処理業**」

「**通信業**」

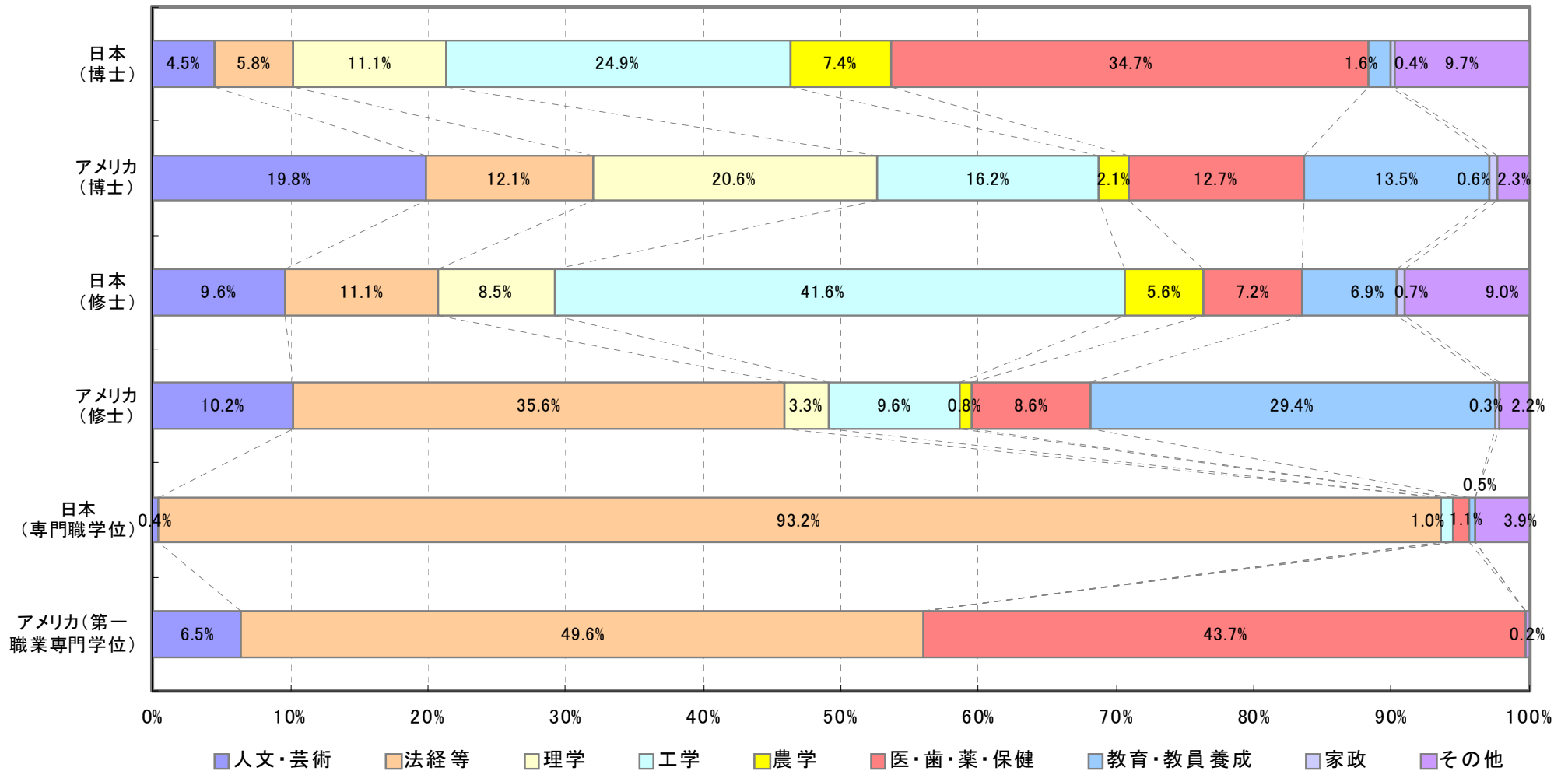
「**その他のサービス業**」

となっている。

注) 回答企業数が2以下、または全社同一回答の業種別データについては伏せてある。ただし、合計にはこれらを含めている。

日米の学位取得者の専攻分野別構成

理工学、保健分野の割合が大きい日本の内訳とは異なり、米国の修士号においては教育や法律・経済分野が、博士号においても人文社会分野が大きな割合を占める。



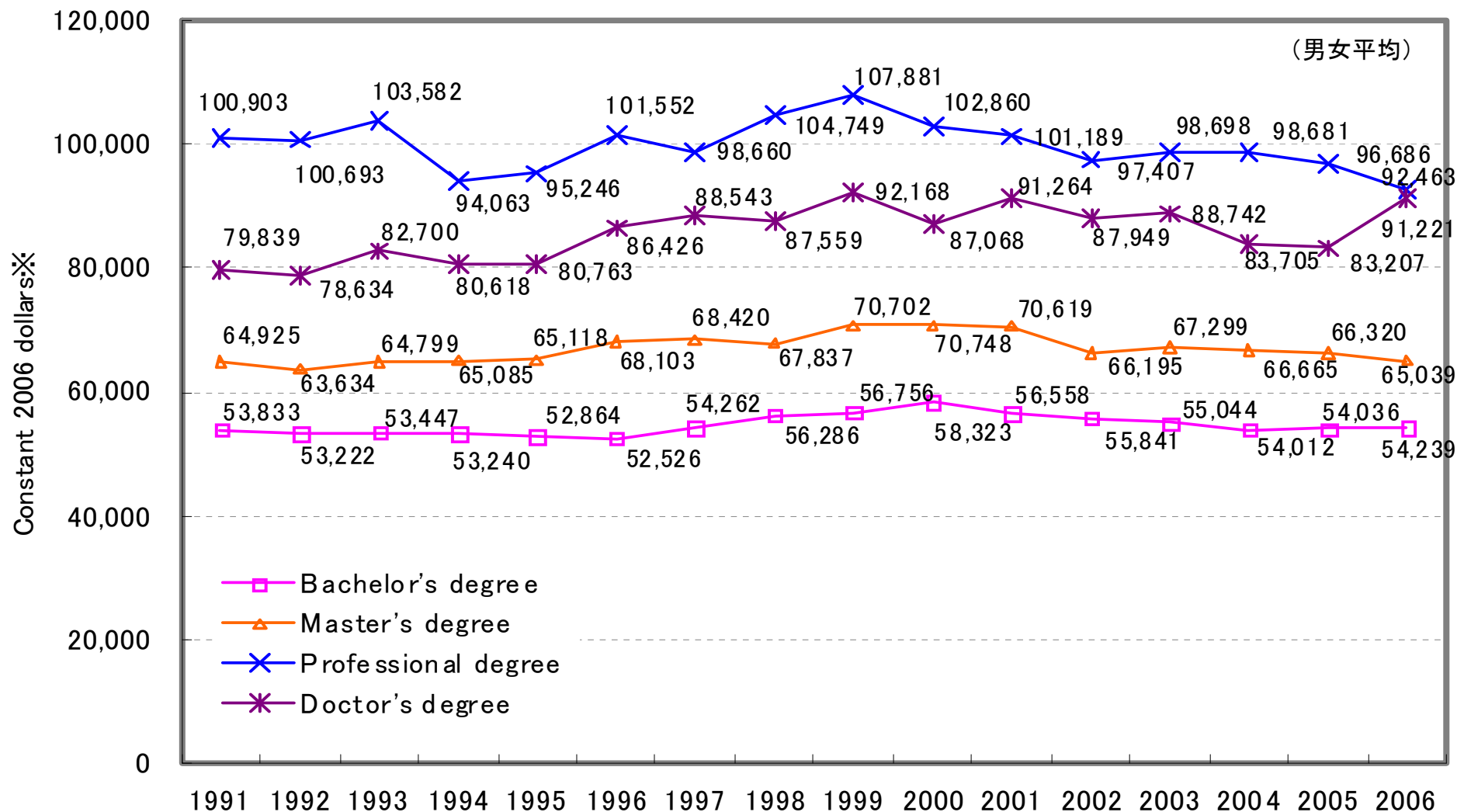
※ 日本のデータは2008年、アメリカのデータは2005年

(出典) 「平成20年度学校基本調査」、 「教育指標の国際比較」 (文部科学省)

■ 取得学位別25歳以上のフルタイム労働者の平均年間収入（米国）

取得学位ごとに年間収入には明確な差が見られる。

修士号取得者と博士号取得者の年間収入には1.2～1.4倍の差がある。

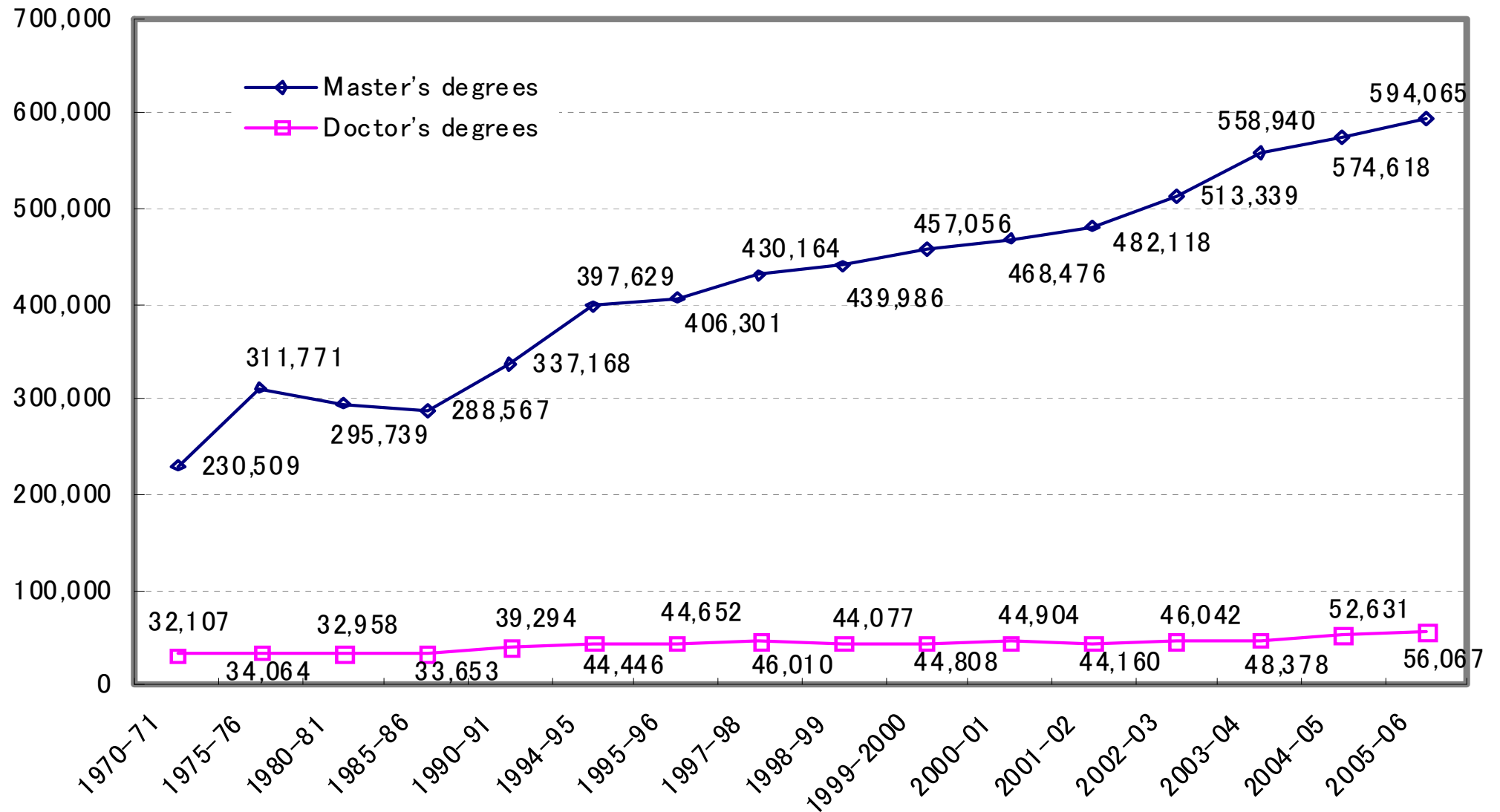


※ 米国労働省労働統計局による消費者価格指数に基づくConstant dollars(2006年)

(出典) National Center for Education Statistics (NCES), Digest of Education Statistics 2007, table371

■ 米国大学院における修士号、博士号授与数の推移

80年代初頭～中頃にかけて修士号、博士号の授与数が減少しているが、それ以降は増加の傾向。

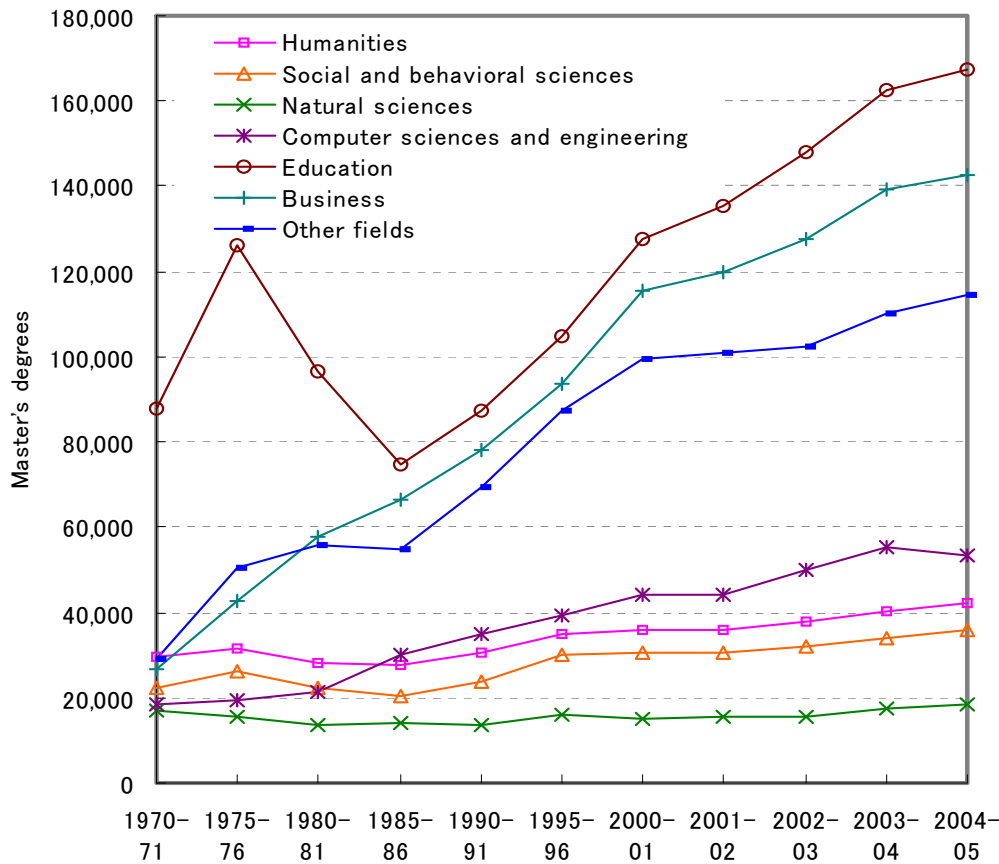


(出典) National Center for Education Statistics (NCES), Digest of Education Statistics 2007, table262, 263

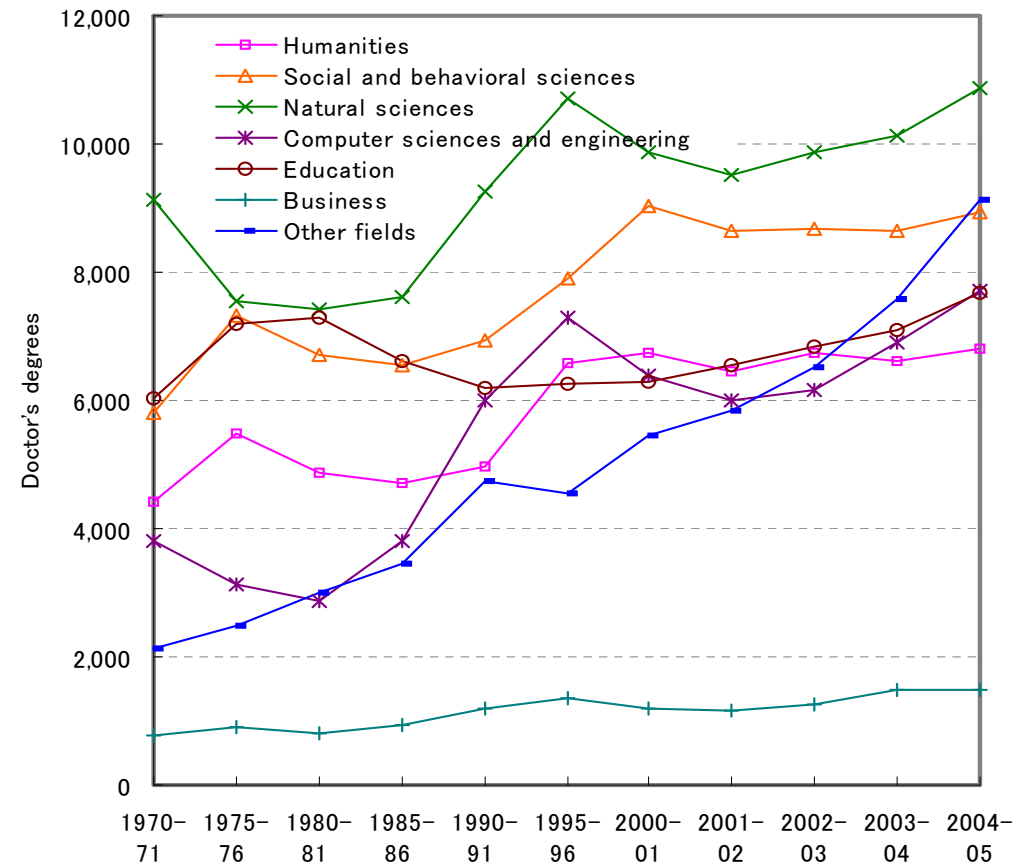
■ 修士号、博士号授与数の推移の分野別内訳（米国）

米国の修士号においては、商業、教育、その他分野が顕著に増加している。
 博士号においては、その他分野が顕著に増加している。

(修士号)



(博士号)

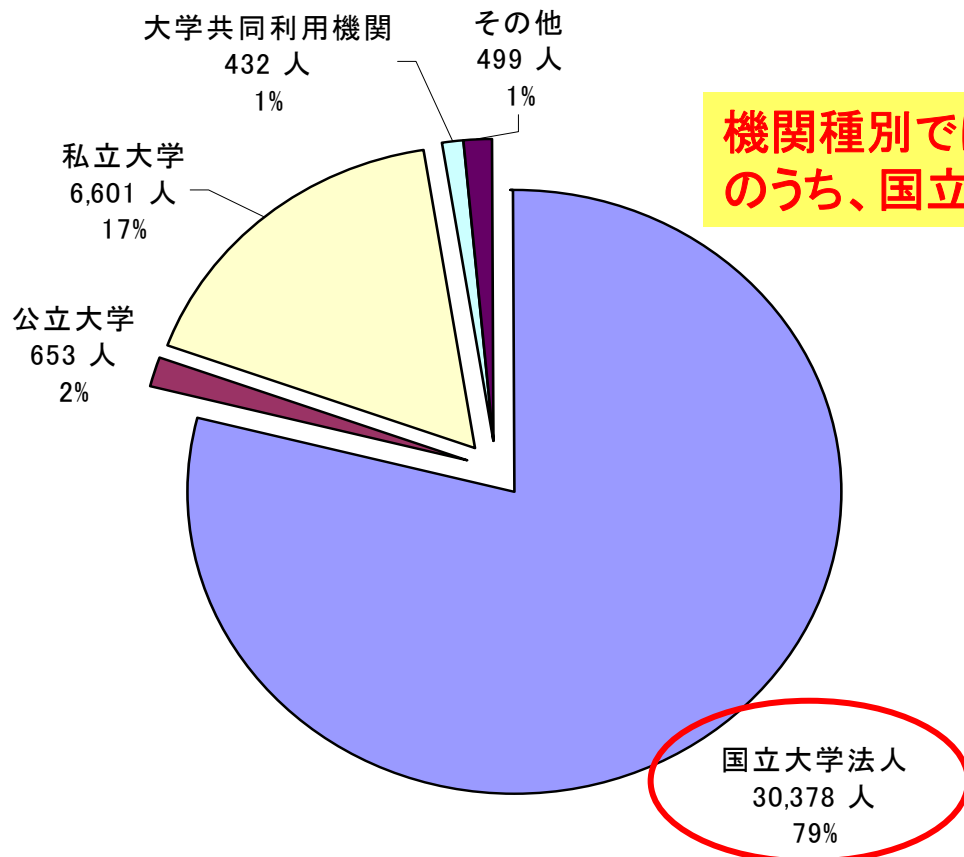


大学院生への経済的支援

■ 我が国の博士課程学生に対する経済的支援の状況（機関種別・財源別）

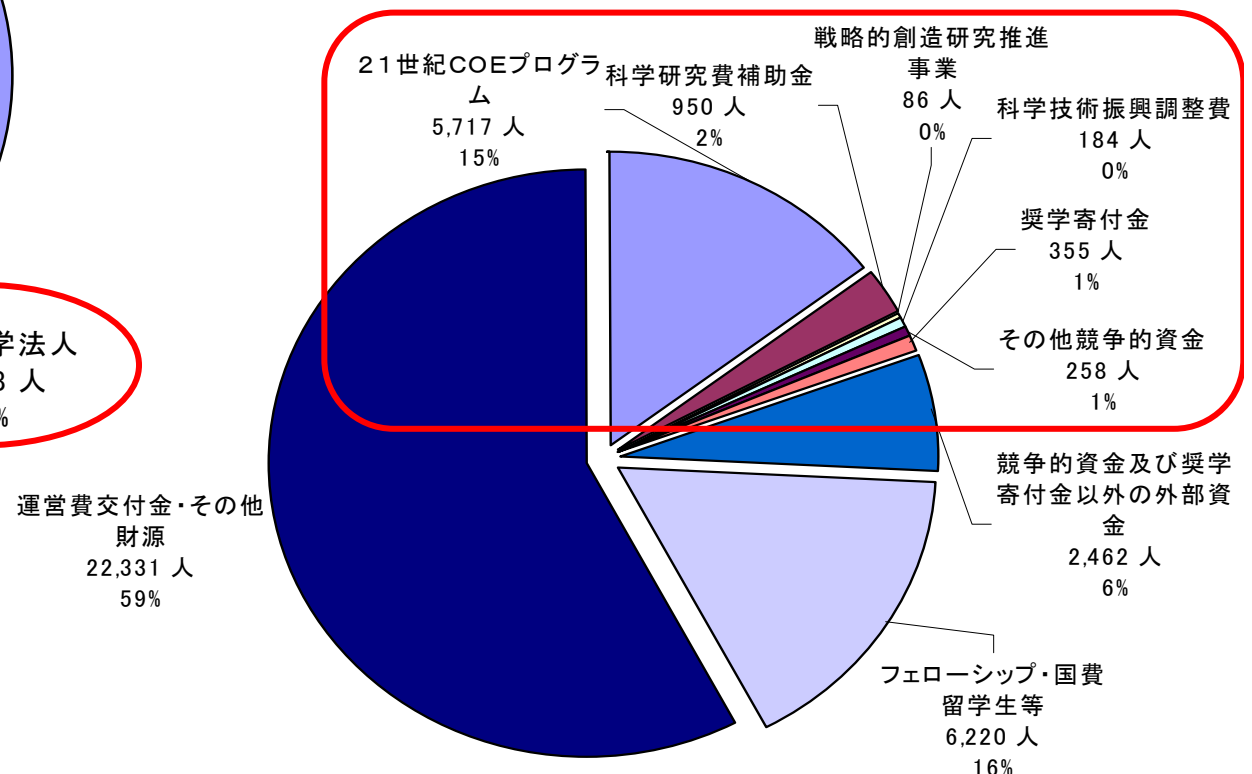
◎機関種別内訳（平成18年度実績）

合計 38,563人



機関種別では大学が最も多く99%を占める。そのうち、国立大学法人が80%を占めている。

◎財源別内訳（平成18年度実績）



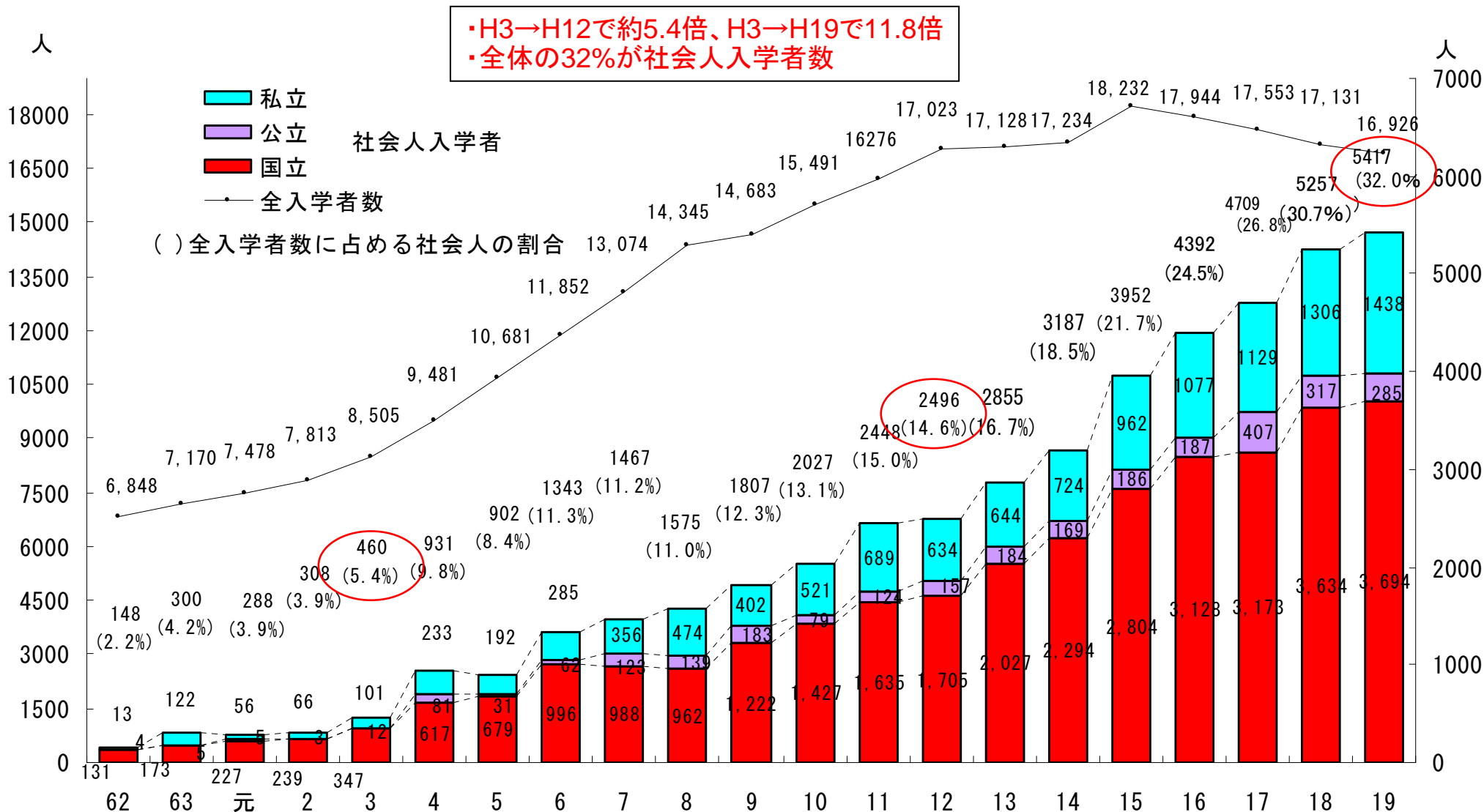
財源別では、運営費交付金・その他の財源による支援が最も多い。競争的資金の中では、21世紀COEプログラム、科学研究費補助金による支援が多くなっている。

（出典：文部科学省「大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査」）

大学院への社会人受入れ

博士課程への社会人受入れについて

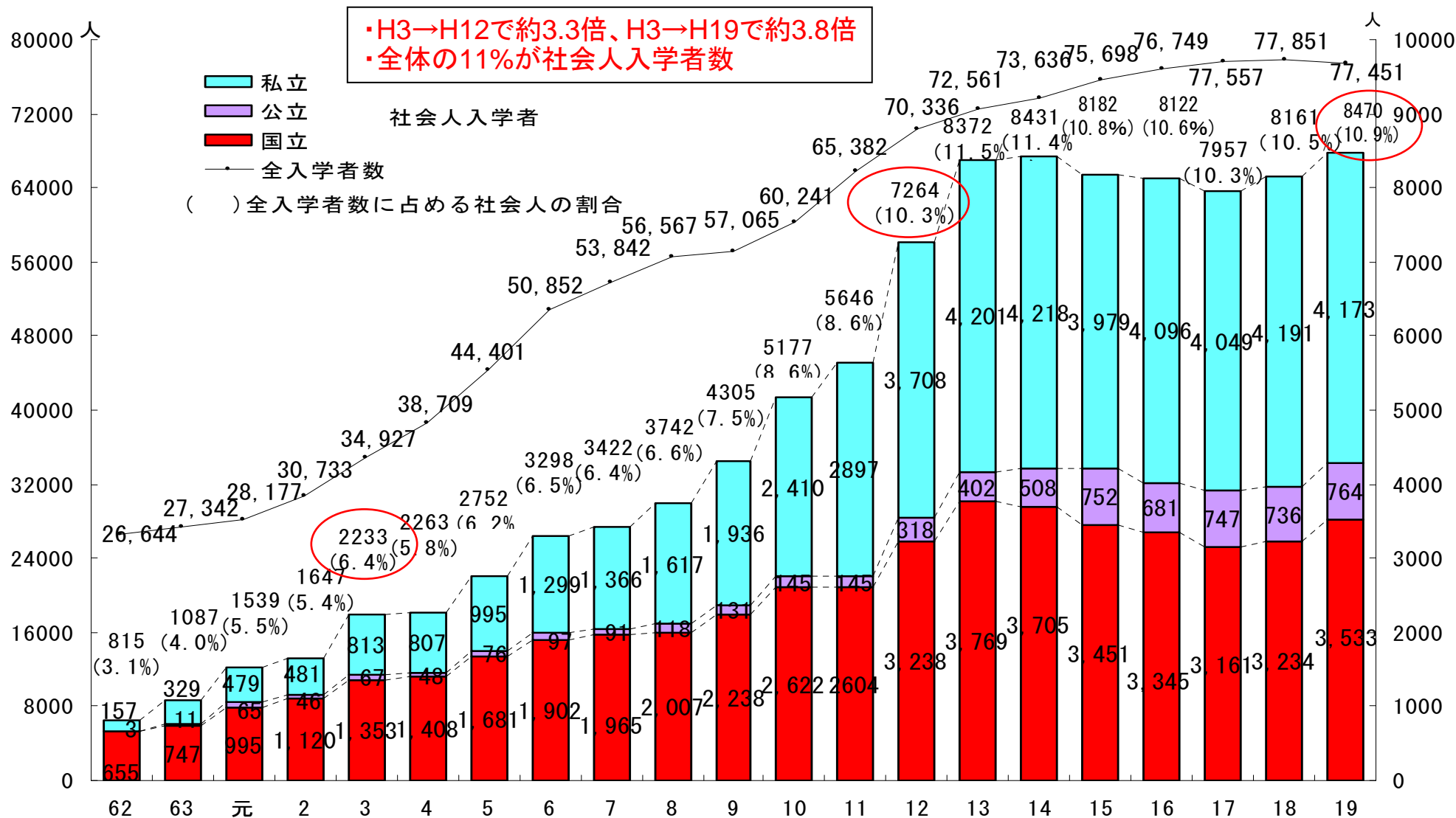
博士課程への社会人の受入れ数は、大学院の拡充に合わせ大幅に拡大し、H12以降も拡大傾向が継続している。



(出典:文部科学省「学校基本調査」及び大学振興課調べ)

■ 修士課程への社会人受入れについて

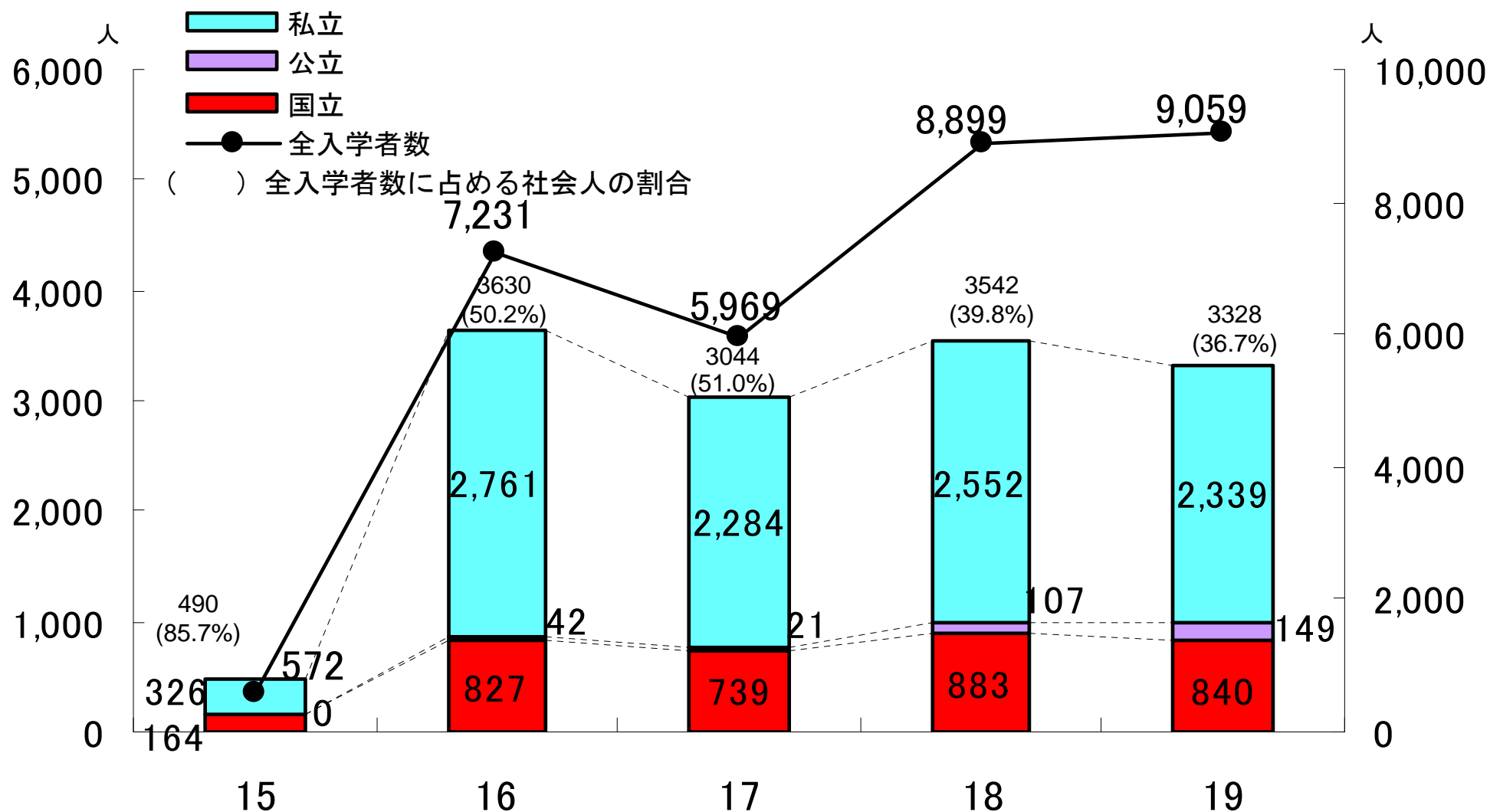
修士課程への社会人の受入れ数は、大学院の拡充に合わせて大幅に拡大したが、近年はほぼ横ばい。



(出典: 文部科学省「学校基本調査」及び大学振興課調べ)

■ (参考) 専門職学位課程への社会人受入れについて

専門職学位課程への全入学者数は拡大しているが、社会人の受入れ数は近年ほぼ横ばいになっている。



(出典: 文部科学省「学校基本調査」)

■ 社会人受入れについての各大学の取組状況

社会人向けに学位取得コースを設置している大学は27.4%、社会人向けに学位以外のプログラムを実施している大学は10.9%。(平成18年10月現在)

	国立 (大学数:86)	公立 (大学数:64)	私立 (大学数:427)	合計 (大学数:577)
①主に社会人を対象とした専攻など学位取得を目的としたコースを設置	44 (51.2%)	19 (29.7%)	95 (22.2%)	158 (27.4%)
②社会人を対象とした学位以外の修了証を授与する教育プログラムを実施	20 (23.3%)	9 (14.1%)	34 (8.0%)	63 (10.9%)
③企業等と連携して開発した社会人を対象とした教育プログラムを実施	15 (17.4%)	0 (0.0%)	20 (4.7%)	35 (6.1%)
④その他の取組や教育プログラムを実施	40 (46.5%)	16 (25.0%)	75 (17.6%)	131 (22.7%)
⑤実施について検討中	29 (33.7%)	21 (32.8%)	140 (32.8%)	190 (32.9%)
⑥実施も検討もしていない	9 (10.5%)	13 (20.3%)	138 (32.3%)	160 (27.7%)

①の具体例

- ・実務経験や企業等の推薦を入学要件とする社会人を対象としたコース(MBA, MOT等)
- ・官公庁等における実務経験者を対象とした公共政策学コース、社会人のための臨床薬学コースなど社会人が専門分野についての知識を深めるためのコース など

②の例

- ・科目等履修生として大学院の授業に参加させる、又は公開講座として体系的な教育プログラムを実施し、一定の要件を満たした者に修了証の授与や成績証明書の発行

(現職教員のための教育プログラム、税理士法上の補佐人研修プログラム、行政書士を対象とした司法研修講座など)

③の例

- ・税理士会、行政書士会、司法書士会と提携した研修プログラムを実施 など

④の例

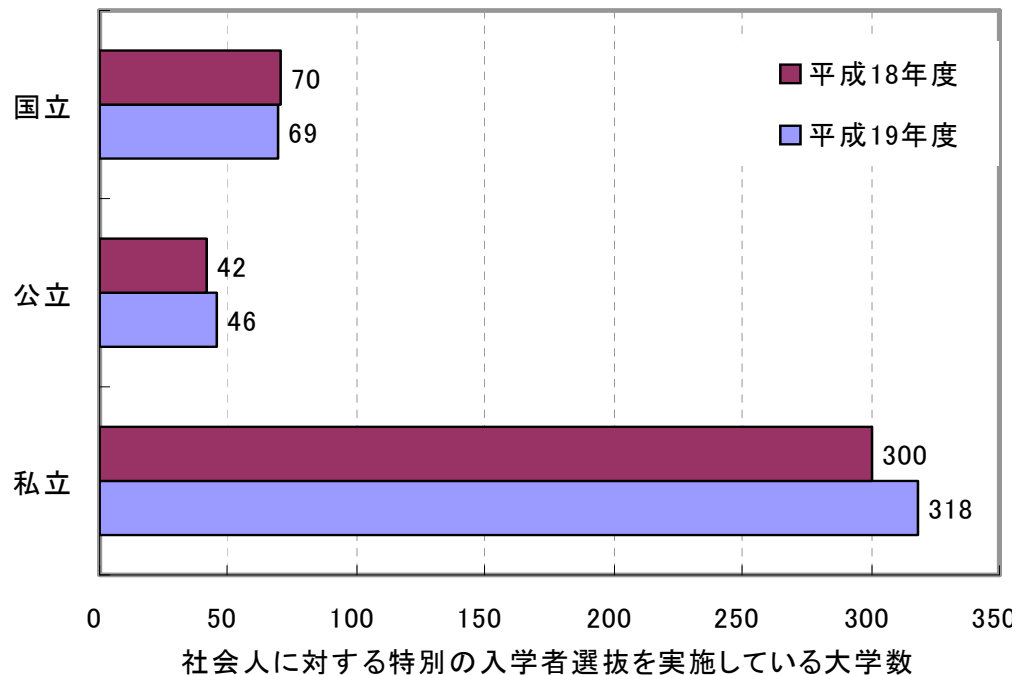
- ・昼夜開講制、サテライト教室、履修登録科目単位数に応じた授業料納入制の導入等社会人が学びやすい環境を整備
- ・急な仕事等で欠席せざるを得ない学生のためのフォローアップとして講義の大部分をアーカイブ化 など

(出典:文部科学省「大学院活動状況調査」)

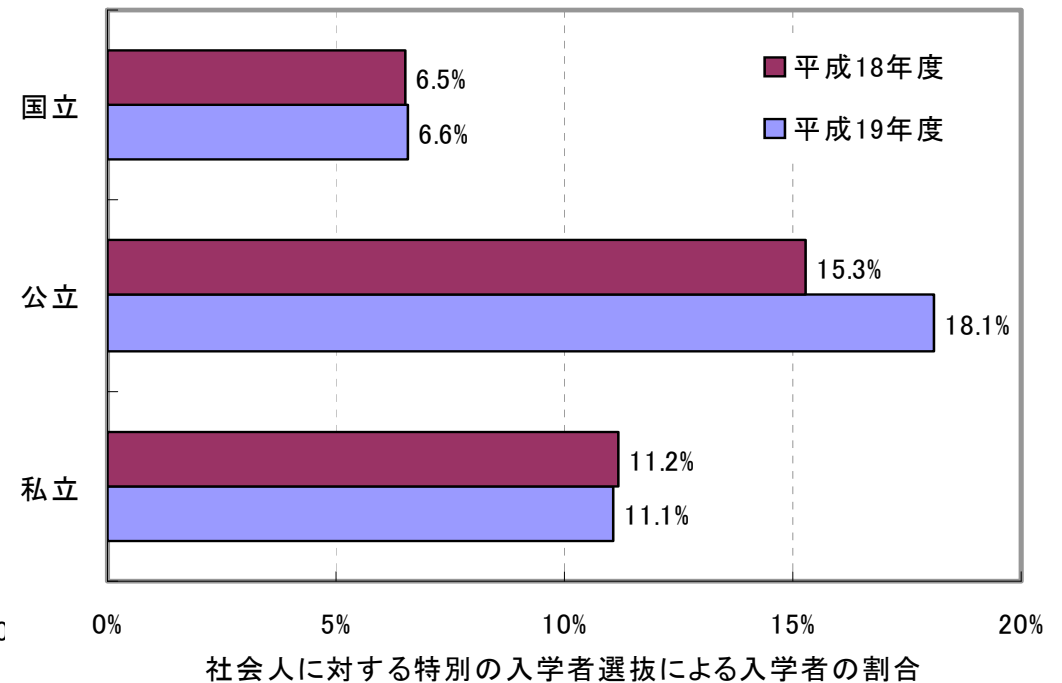
社会人に対する特別の入学者選抜の実施状況（昨年度との比較）

平成18年度と平成19年度の社会人に対する特別の入学者選抜の実施状況を比較。実施大学数が増加するとともに、社会人に対する特別の入学者選抜による入学者が全入学者に占める割合も増加。

社会人に対する特別の入学者選抜を実施している大学数



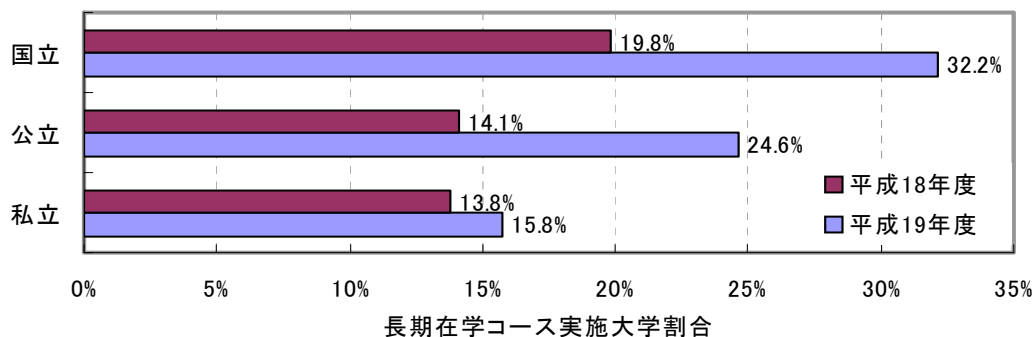
社会人に対する特別の入学者選抜による入学者の割合



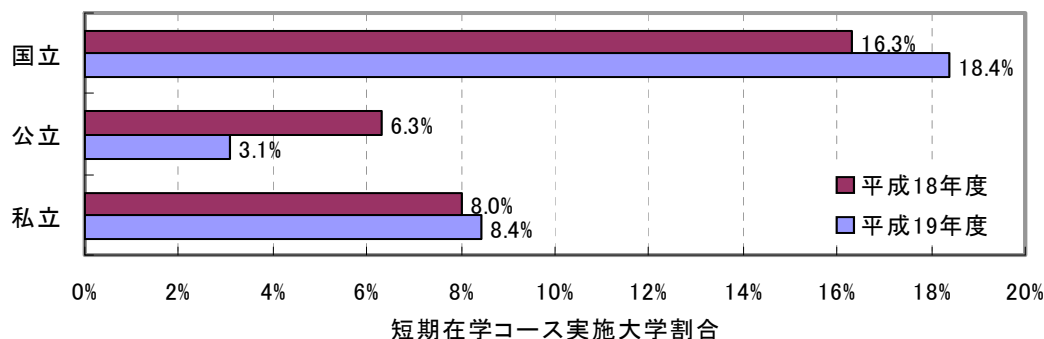
長期・短期在学コース、連携大学院の実施状況（昨年度との比較）

平成18年度と平成19年度の状況を比較。長期在学コースの実施大学が大幅に増加しているが、これは昨年度時点で実施されていたが昨年度の集計に入っていない大学が多数確認されたため。

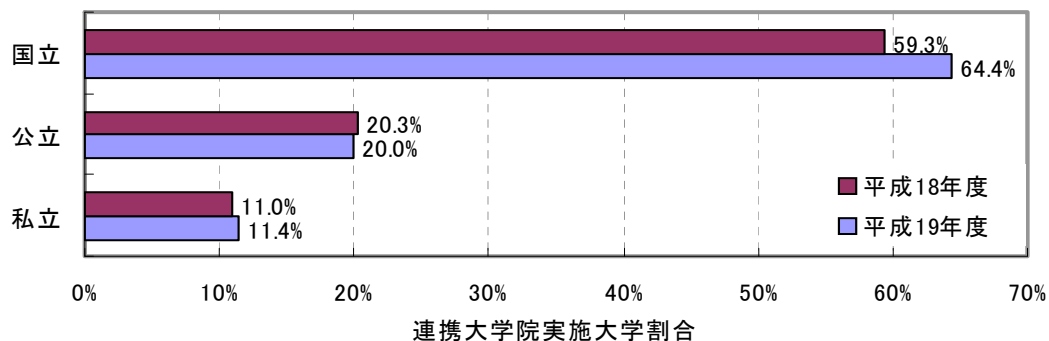
長期在学コースの実施大学割合



短期在学コースの実施大学割合



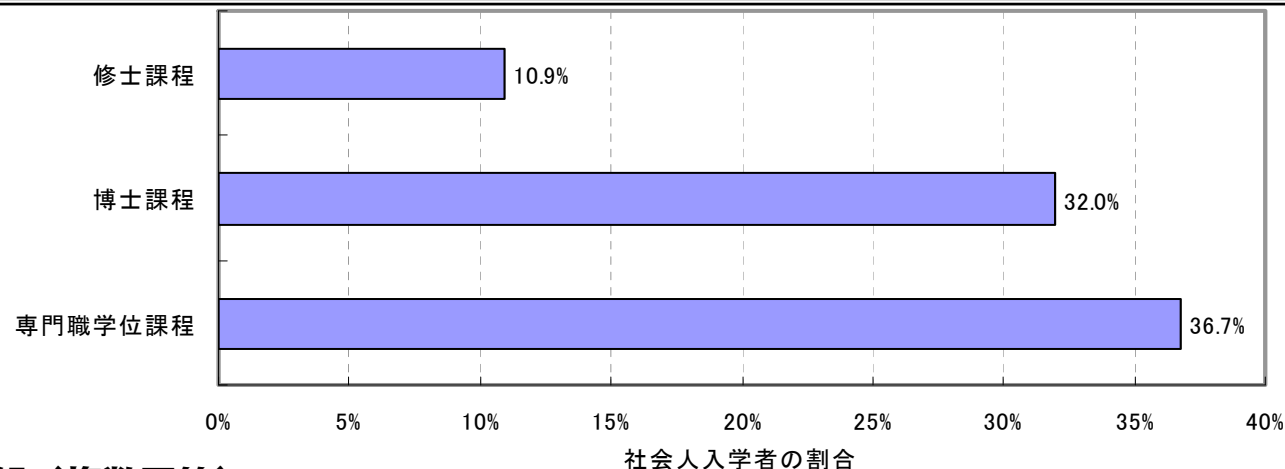
連携大学院の実施大学割合



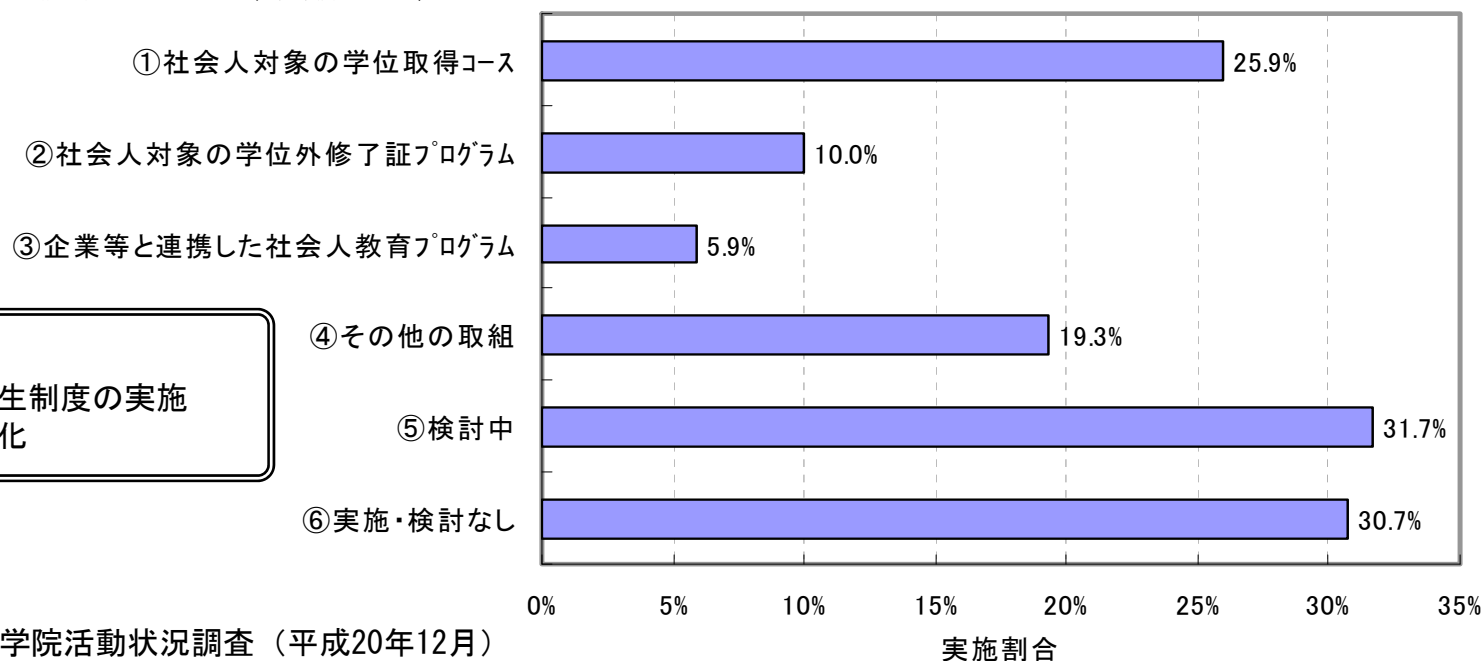
リカレント教育の実施状況

平成19年度の大学院入学者のうち、社会人の割合は修士課程（約1割）と比較して、博士課程（約3割）、専門職学位課程（約4割）において高い。各大学院では、約7割がリカレント教育（社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育）の実施あるいは実施に向けた検討を行っている。

社会人入学者の割合



リカレント教育に関する取組（複数回答）



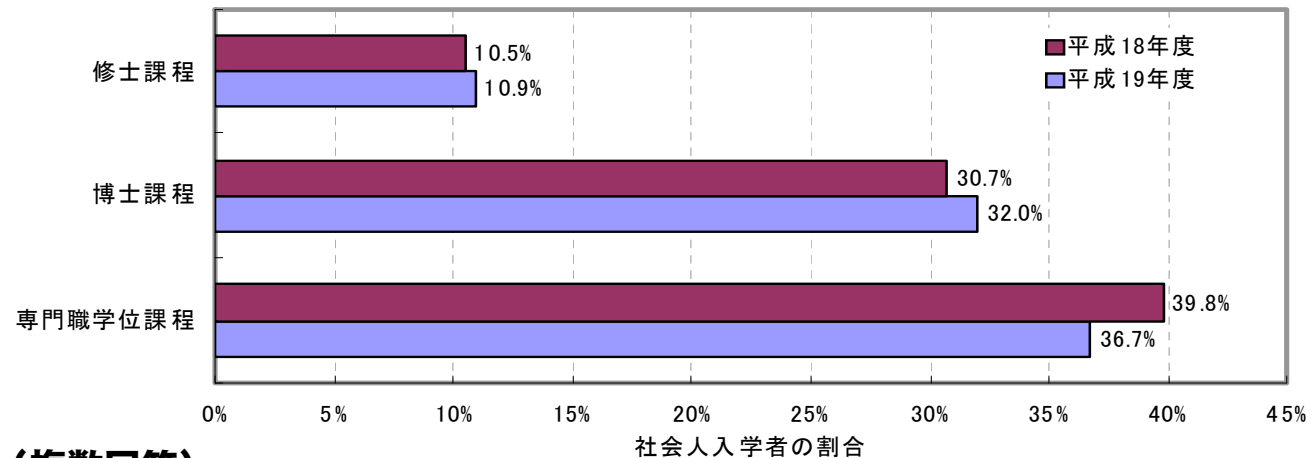
その他の取組例：

- ・ セミナー・聴講生制度の実施
- ・ 開講時間の弾力化

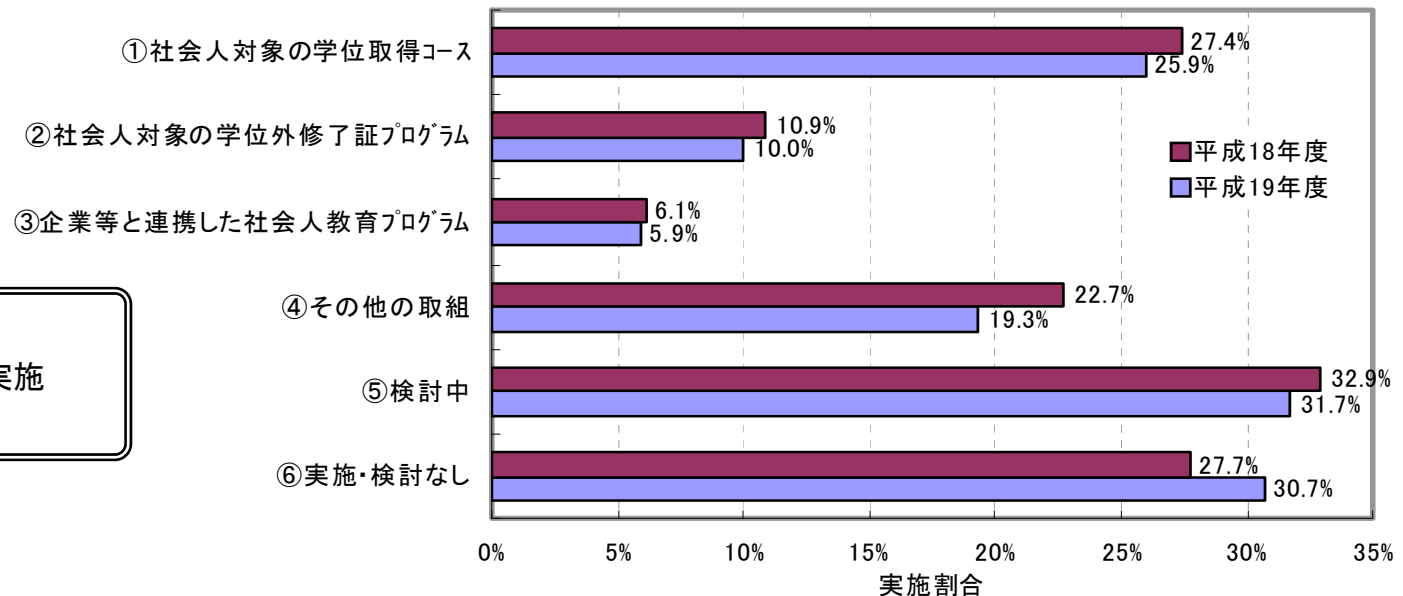
リカレント教育の実施状況（昨年度との比較）

平成18年度と平成19年度の実施状況を比較。社会人入学者は修士・博士課程で若干増加。リカレント教育に関する取組の実施大学数は全体的に若干の減少。

社会人入学者の割合



リカレント教育に関する取組（複数回答）



その他の取組例：

- ・ セミナー・聴講生制度の実施
- ・ 開講時間の弾力化

出典：平成19年度大学院活動状況調査（平成20年12月）、平成18年度大学院活動状況調査（平成19年7月）

大学院の国際化

(留学生受入れと外国人教員受入れ等)

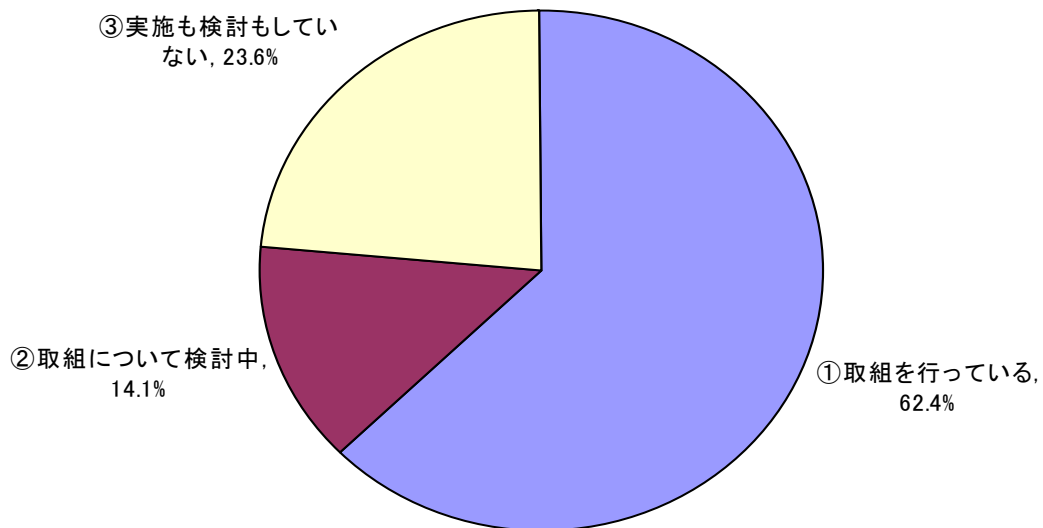
外国人学生、教員の受入状況

平成19年度の大学院入学者のうち、外国人学生の割合は17.6%であり約6割の大学で受入れのための取組を実施している。また、平成19年度の外国人教員の割合は、本務者のうち3.4%、兼務者のうち6.7%であり、約3割の大学において受入れのための取組を実施している。

外国人学生の受入れに関する取組

取組例：

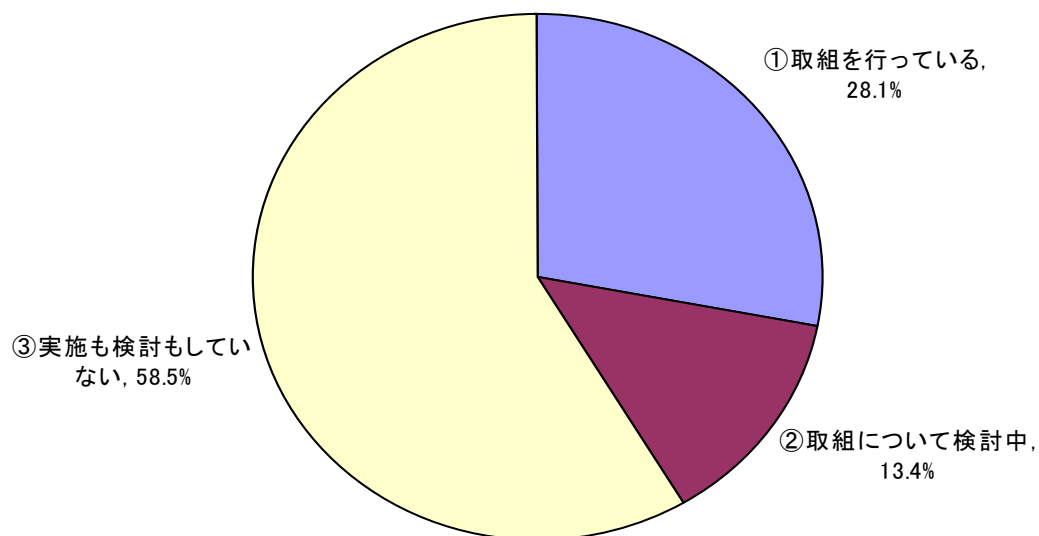
- ・ 留学生向けの入試制度（書類審査のみ）
- ・ 日本語サポートの実施
- ・ 経済的支援（奨学金、入学料・授業料免除）
- ・ 宿舍の提供等生活支援
- ・ 英語による教育研究の実施
- ・ 留学情報の提供
- ・ 渡日時の便宜供与
- ・ 多様なプログラムの提供



外国人教員の受入れに関する取組

取組例：

- ・ 国際公募の実施
- ・ 給与設定の柔軟化
- ・ 宿舍の貸与等の支援
- ・ 中期目標、中期計画に受入促進を記載
- ・ 事務体制の国際化



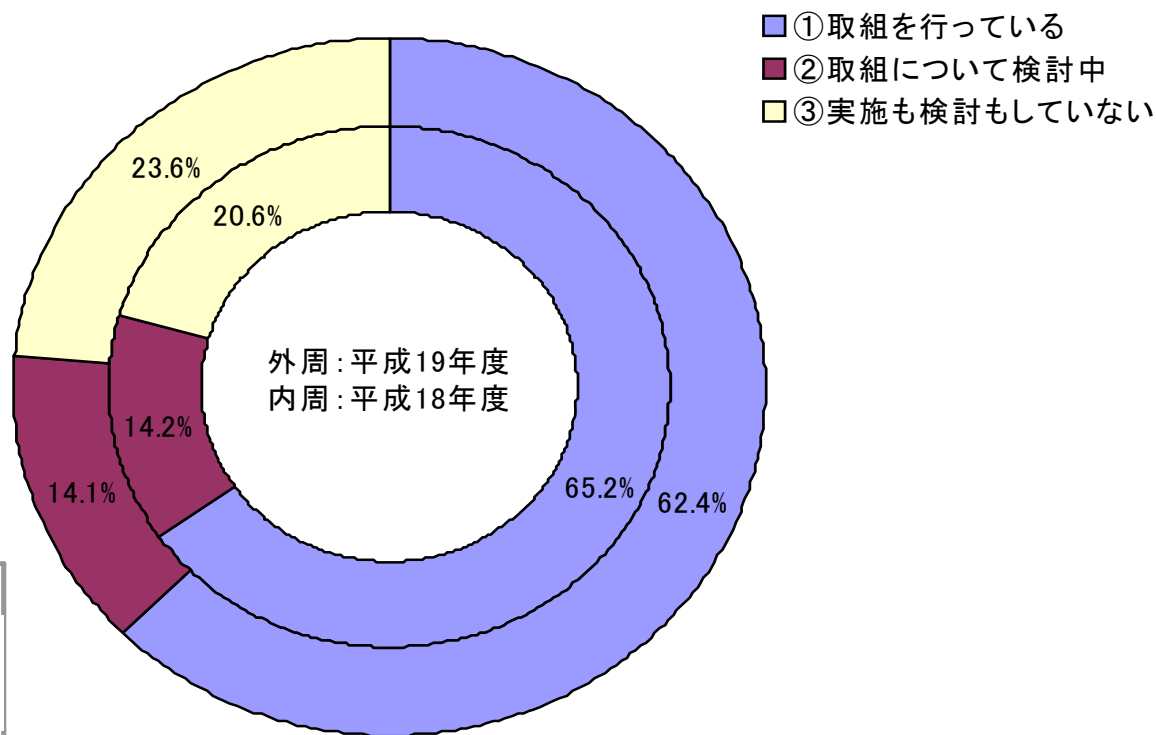
外国人学生の受入状況（昨年度との比較）

平成18年度と平成19年度の実施状況を比較。外国人学生の割合は増加しているが、受入れに関する取組の実施状況は若干後退。

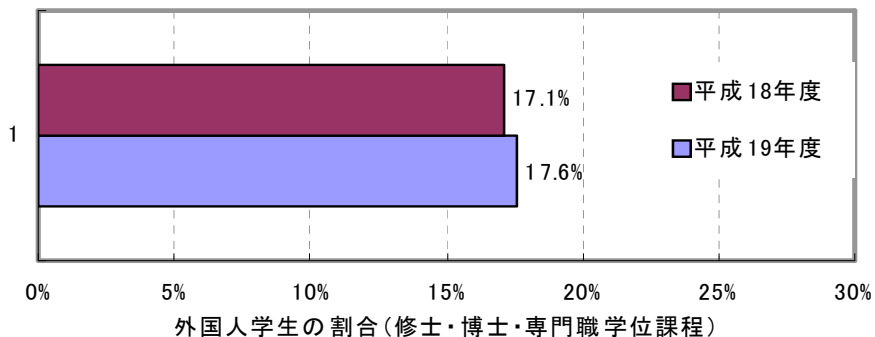
外国人学生の受入れに関する取組

取組例：

- ・ 留学生向けの入試制度（書類審査のみ）
- ・ 日本語サポートの実施
- ・ 経済的支援（奨学金、入学料・授業料免除）
- ・ 宿舎の提供等生活支援
- ・ 英語による教育研究の実施
- ・ 留学情報の提供
- ・ 渡日時の便宜供与
- ・ 多様なプログラムの提供



外国人学生の割合



出典：平成19年度大学院活動状況調査（平成20年12月）、平成18年度大学院活動状況調査（平成19年7月）

外国人教員の受入状況（昨年度との比較）

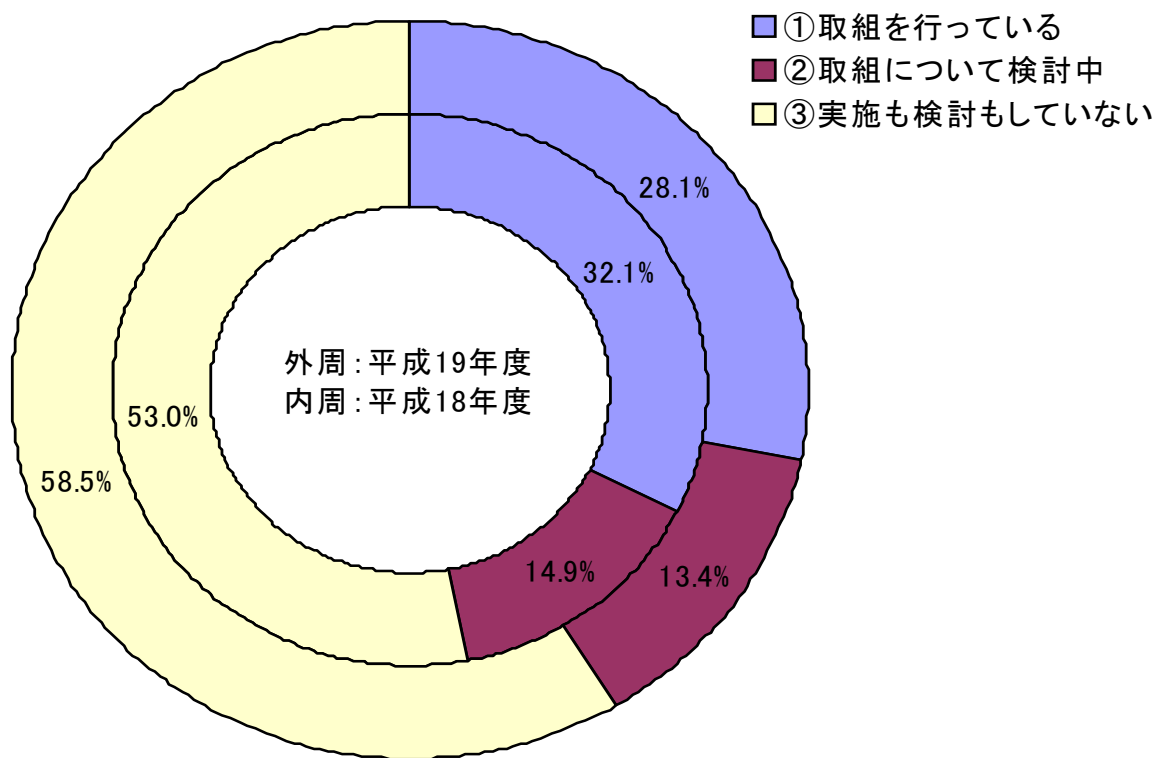
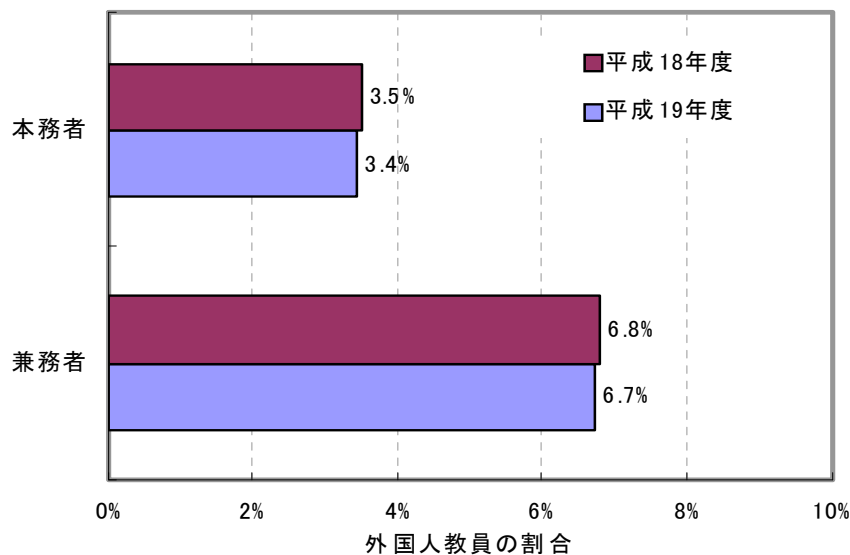
平成18年度と平成19年度の実施状況を比較。外国人教員の割合は若干減少し、受入れに関する取組の実施状況も後退。

外国人教員の受入れに関する取組

取組例：

- ・ 国際公募の実施
- ・ 給与設定の柔軟化
- ・ 宿舍の貸与等の支援
- ・ 中期目標、中期計画に受入促進を記載
- ・ 事務体制の国際化

外国人教員の割合



大学院生に係る各種事業

資金調達と資産運用について

	【国立大学法人】	【公立大学法人】	【学校法人】
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・長期借入金・債券の発行制限が有。 ・地財特措法による地方公共団体からの寄付の制限有。 ・寄付に係る税制上の優遇措置は国の機関と同じ。 <p>①長期借入金・債券の対象範囲の拡大 (H17.12国立大学法人法施行令改正。一定収入が見込まれ償還可能性が高いものに対象拡大。)</p> <p>②地方公共団体からの寄附対象の拡大 (H20.3地財特措法施行令改正。金銭の寄附等に加え土地・建物等の無償譲渡が可能化。)</p> <p>③寄附税制の拡大 (H20.5地方税法等改正。個人住民税における寄附金税額控除制度の導入。)</p> <p>④寄付に係る税制上の優遇措置 (個人は所得の40% (5千円分マイナス) まで所得控除、法人は全額損金算入。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期借入金・債券の発行は不可。 ・地財特措法による地方公共団体からの寄付の制限は無。 ・寄付に係る税制上の優遇措置は地方公共団体と同じ。 <p>①寄付に係る税制上の優遇措置 (個人は所得の40% (5千円分マイナス) まで所得控除、法人は全額損金算入。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期借入金・債券の発行は可能。 ・地財特措法による地方公共団体からの寄付の制限は無。 ・寄付に係る税制上の優遇措置有り。 <p>①学校債の有価証券指定 (H19.3金融商品取引法施行令改正。一定の要件を満たす学校債を同法の対象となる有価証券として位置づけることとなった。これにより一般の金融市場において取引が可能化。)</p> <p>②寄付に係る税制上の優遇措置 (個人は所得の40%まで所得控除、法人は「$資本金 \times 0.25\% + 当該年度所得 \times 2.5\%$分(株式会社等の倍額まで損金算入が可能)」を損金算入。)</p>
資産運用	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人法第22条の業務規定以外の業務はできない。(収益事業は不可だが、余裕金の運用(制限有)や使用料収入等を得るのは可能。) <p>①余裕金の運用対象の拡大 (H20.3高等教育局長通知。有価証券の大臣指定により、国債・地方債・政府保証債・預金等の他、財投機関債、金融債、社債、外国債、貸付信託の受益証券へ余裕金の運用対象が拡大。)</p> <p>②寄附等による株式の継続保有が可能 (H20.3事務連絡。寄附等による株式については、寄附目的を達成する上で必要な期間継続して保有することが可能。)</p> <p>③新株予約権の権利行使が可能(通知) (H20.7高等教育局長通知。新株予約権の権利行使する以外に現金化をする方法がない場合に限り権利行使が可能。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人法第70条の規定により同法第21条第2号に掲げる業務及びこれに付帯する業務以外の業務はできない。(収益事業は不可だが、余裕金の運用(制限有)や使用料収入等を得るのは可能。) <p>①余裕金の運用 (国債・地方債・政府保証債・預金等の他、特定金融機関債への運用が可能。)</p> <p>②寄附等による株式の保有 (寄附等による株式の保有については、余裕金の運用行為には当たらないため可能。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営にあてるため、収益を目的とする事業を行うことが可能。

国公立大学に対する税制について

【 寄 付 税 制 】

国立大学法人・公立大学法人

税 目	国・地方公共団体	国立大学法人・公立大学法人
個人からの寄附	【所得控除額】 寄 附 金 額 - 5 千 円 (総 所 得 金 額 の 4 0 % が 上 限)	
法人からの寄附	全額損金算入	
現物寄附に対する課税	非課税	国税庁長官の承認があれば非課税 (承認手続きを簡素化)
相続税財産の贈与に対する課税	非課税	

※国立大学法人・公立大学法人
 ・「非課税」:
 国税:法人税、所得税、地価税、登録免許税、印紙税
 地方税:住民税、事業税、不動産取得税、都市計画税、事業所税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉱区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税
 ・「原則非課税」:
 地方税:固定資産税
 ・なお、特別土地保有税に関しては、国立大学法人は非課税である一方、公立大学法人は原則課税

【 寄 付 税 制 】

学校法人

	個人からの寄附	法人からの寄附
特定公益増進法人である学校法人に対する直接の寄附 (特定公益増進法人の証明がある場合)	【所得控除額】 寄 附 金 額 - 5 千 円 (総 所 得 金 額 の 4 0 % が 上 限)	【損金算入限度額】 資本金 × 0. 2 5 % + 当該年度所得 × 2. 5 % (株式会社等の場合の倍額まで損金算入が可能)
日本私立学校振興・共済事業団を 経由した寄附 (受配者指定寄附)	(上に同じ)	寄附金全額の損金算入が可能

※学校法人
 ・「非課税」
 国税:所得税
 ・「原則非課税」
 国税:法人税、地価税、登録免許税
 地方税:住民税、事業税、不動産取得税、都市計画税、事業所税